

第5期

那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和8年度～令和12年度)



令和8年3月

那 須 町

那須町社会福祉協議会

はじめに

日本社会では、家族構成の変化、生活様式の多様化等の社会構造の変化により家族や地域のつながりが希薄化し、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあります。

そのような中、少子・高齢化が急速に進み、ひとり暮らし高齢者の増加・生活困窮・虐待・引きこもりの長期化等による8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等課題が複合化、複雑化しています。そのため、年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず同じ地域で暮らす方が、

「支え手」、「受け手」という関係を超えて、「我がこと」として自分にできることを行い、お互いに支え合い、生きがいを持って、元気に暮らしていける「地域共生社会」の実現が求められております。

町では、「ともに生きる明るい未来の那須まちづくり」を基本理念とし、地域住民、事業者、社会福祉協議会と行政が課題や目標を共有し、それぞれの役割において協働して行うことにより、住み慣れた地域でお互いに支え合い、協力し合いながら暮らしていけることを目的に、「第5期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

第5期計画では、複合化・複雑化する課題に対応するとともに、「地域共生社会の実現」に向け、分野や対象者を問わない包括的な支援体制の整備のための取り組みを新設しました。

本計画の実現には、町民の皆様、事業者、自治会、地区社会福祉協議会、行政等が参加、協働を図り、地域全体が一体となって進めていくことが極めて重要になりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり実施しましたアンケート調査にご協力いただきました皆様、また、那須町地域福祉計画(地域福祉活動計画)策定委員会及び作業部会の皆様をはじめ、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係団体及び事業者の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和8年3月

那須町長 平山 幸宏



あいさつ

町民の皆様、関係団体・関係機関の皆様には、那須町社会福祉協議会の事業運営に関しまして、多大なるご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

今日、超少子・高齢社会の進行や地域のつながりの希薄化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。そのような中で、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられる地域をつくるためには、行政だけでなく、地域住民一人一人の力を合わせる事が何よりも大切です。

本計画では、「ともに生きる明るい未来の那須まちづくり」を基本理念に掲げ、地域の実情に即した取り組みを進めてまいります。地域の中でのつながりを大切にし、支え合い・助け合いの輪を広げていくことが、今後の地域福祉の基盤になると考えております。

この計画が、町民の皆さま一人一人にとって身近で、実践的な活動の指針となることを願い、今後とも皆さまの温かいご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力をいただいた策定委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係者の皆様、アンケート調査などでご意見をいただきました町民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和8年3月



社会福祉法人那須町社会福祉協議会
会 長 阿部 拓志

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 策定体制	5
5 地域のとらえ方	6
6 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）	7
第2章 那須町の地域福祉の現状と課題	9
1 人口・世帯と福祉施策の状況	11
(1) 人口・世帯の状況	11
(2) 町の福祉施策の現状	12
2 住民意識調査（アンケート）	13
(1) 調査の概要	13
(2) 一般町民を対象とするアンケート調査	14
(3) 分野別アンケート調査	20
3 第4期計画の評価について	30
4 第5期計画の主要課題	41
第3章 計画の基本理念と目標	43
1 基本理念	45
2 計画の体系	46
第4章 地域福祉施策の推進	47
基本目標Ⅰ 人と人とのつながりを実感できるまちづくり	49
方針1 福祉課題に参加ができる仕組みづくり	49
方針2 地域における包括的支援体制の推進	51
方針3 支援を求める声を上げやすい環境整備	53
基本目標Ⅱ みんなで行動へつなげる仕掛けづくり	55
方針1 地域の状況・課題を積極的に把握する仕組みとその担い手づくり	55
方針2 ボランティアの広報・啓発活動の充実と人材育成支援	57
基本目標Ⅲ みんなで福祉を充実させるための仕組みづくり	59
方針1 こどもの誕生前から幼児期・学童期の福祉と子育て環境の整備	59
方針2 高齢者の方への支援	61
方針3 様々な障がいを持つ方への支援	64
方針4 生活に困窮している方への支援	66
基本目標Ⅳ みんなで安心して快適に暮らせる福祉環境づくり	68
方針1 見守り支援の充実	68
方針2 権利擁護体制の充実	70

方針3	地域ぐるみの防犯活動の推進	72
方針4	移動支援の拡充及び町営住宅確保の支援	74
方針5	災害時の支援体制の充実	76
第5章	成年後見制度利用促進計画	79
1	計画策定の背景と趣旨	81
2	成年後見制度とは	82
3	前計画の評価について	83
4	計画推進のための基本的な考え方と具体的な取り組み	85
	(1) 基本的な考え方	85
	(2) 具体的な取り組み	86
5	計画の進行管理及び評価	90
第6章	ケアラー支援推進計画	91
1	計画策定の趣旨	93
2	前計画の評価について	95
	(1) 重点的な取り組みの実施状況	95
	(2) 前計画の取り組み状況の評価	96
3	今計画の主要課題	97
4	計画推進のための基本的な考え方と具体的な取り組み	98
	(1) 計画推進のためのスローガン	98
	(2) ケアラー支援体制及び関係機関の役割分担(イメージ図)	98
	(3) 具体的な取り組み	99
5	計画の進捗管理	103
	(1) 計画の評価指標	103
	(2) 計画の推進体制	104
第7章	参考資料	105
1	那須町地域福祉計画策定委員会設置要綱	107
2	那須町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	109
3	那須町地域福祉計画策定委員会委員名簿	111
4	那須町地域福祉計画策定委員会作業部会設置要綱	112
5	那須町地域福祉活動計画策定委員会作業部会設置要綱	113
6	那須町地域福祉計画策定委員会作業部会部員名簿	114
7	那須町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱	115
8	那須町成年後見制度利用促進計画策定委員会委員名簿	116
9	那須町ケアラー支援推進計画策定委員会設置要綱	117
10	那須町ケアラー支援推進計画策定委員会委員名簿	118
11	那須町ケアラー支援推進計画策定委員会作業部会部員名簿	119

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

日本の社会は、都市化が進む中で、家族構成の変化（核家族化）、生活様式の多様化等の社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりが希薄となり、ひとり暮らし高齢者の孤独死等の社会的孤立、高齢者・障がい者・子ども等に対する虐待、ひきこもり状態の長期化等による8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、課題が複合化・複雑化しています。

こうした状況を踏まえ、国では平成30年4月施行の改正社会福祉法において、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、相互の支え合いの中で安心して暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指す理念を示しました。その後、令和3年4月の改正社会福祉法の施行により、住民の多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するための「相談支援」「地域づくり」「地域参加」を一体的に推進する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

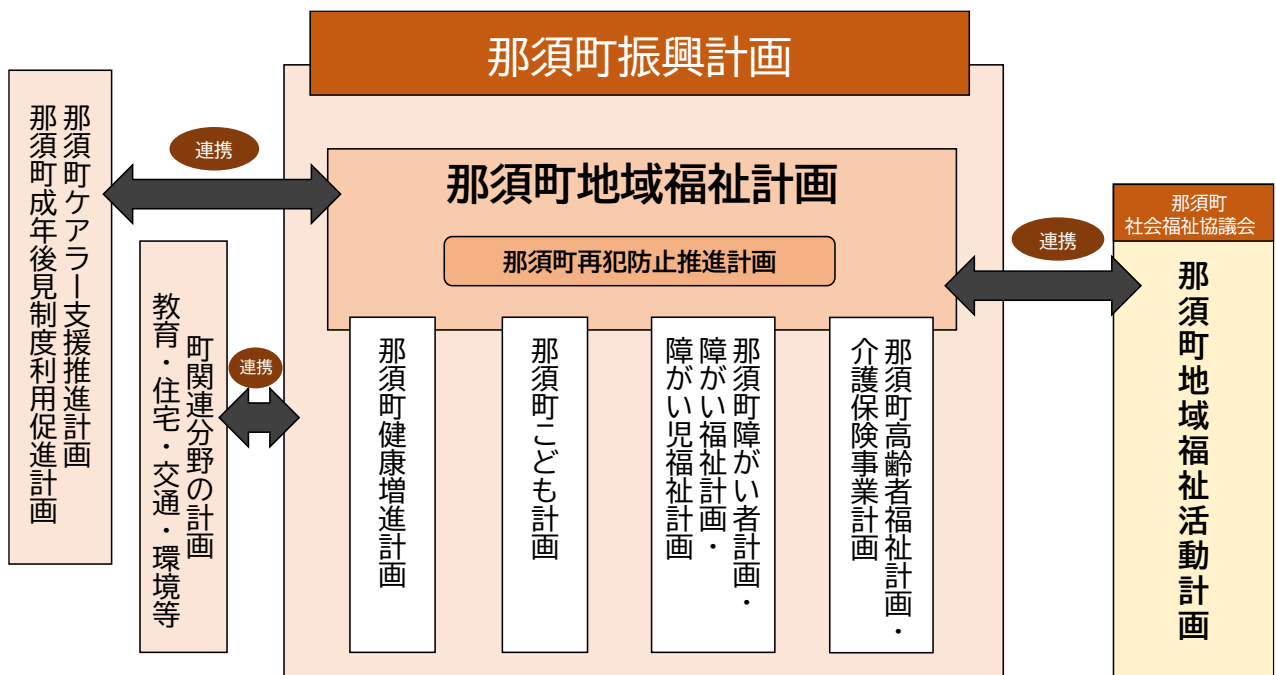
本町では、多くの住民や団体、行政や社会福祉協議会、事業者などがニーズ（課題）や目標（将来像）を共有し、各々の役割において協働して行うことにより、地域でいきいきと幸せに暮らしていけることを目的とし、令和3年6月に第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第4期計画」という。）を策定しました。

この計画は、令和7年度に第4期計画の計画期間が終了することから、国や県の動向を踏まえ、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応した第5期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。本計画は、年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず、地域で暮らすすべての人をもちきりなく支援するため、行政、社会福祉協議会や関係事業所による相談支援の充実など包括的な支援体制の整備を図るとともに、地域における町民の主体的な活動を後押しする取組により、地域のつながりや助け合いを基盤とした地域共生社会の実現を目指します。

なお、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含し、那須町ケアラー支援条例第8条に基づく「ケアラー支援推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進計画」と計画期間を合わせる等相互に連携を図るものとしております。

2 計画の位置づけ

本計画は、那須町全体の基本方針である那須町振興計画のもと、町の福祉分野の計画の上位計画として、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等、様々な福祉分野における行政計画との連携・整合を図ります。そして、共通の理念に基づき、町民と多くの関係機関との協働により、「地域共生社会」の実現を目指し、「ケアラー支援推進計画」、「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」と一体的に策定を行い、町民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための指針として位置づけます。



	地域福祉計画	地域福祉活動計画
作成主体	行政（那須町）	民間（那須町社会福祉協議会）
性格	行政計画	民間計画
理念	公民協働による地域福祉の形成	
内容	行政サービスの提供 民間福祉サービスへの支援	民間福祉サービスの提供
	行政・民間福祉サービスのコーディネート	

3 計画期間

計画の期間は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年度とする5か年の計画とします。また、毎年度、PDCA サイクルに基づいて本計画の評価を実施し、今後の施策立案に活用するとともに必要に応じて計画の見直しを行います。さらに、計画期間中に法改正等があった場合は、見直しを行う等柔軟に対応することとします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第7次那須町振興計画 後期基本計画					第8次那須町振興計画				
第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画					第5期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画				
那須町第8期高齢者福祉・ 介護保険事業計画			那須町第9期高齢者福祉・ 介護保険事業計画			...			
第4次那須町障がい者計画・ 第6期那須町障がい福祉計画・ 第2期那須町障がい児福祉計画			第5次那須町障がい者計画・ 第7期那須町障がい福祉計画・ 第3期那須町障がい児福祉計画			...			
第2期那須町子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画（後期）				那須町子ども計画				...	
第2期那須町健康増進計画					第3期那須町健康増進計画				

4 策定体制

本町では、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」策定にあたり、地域住民や地域福祉活動団体関係者等により構成する「地域福祉計画策定委員会」「地域福祉活動計画策定委員会」、また、それぞれの委員会のもとに、「地域福祉計画作業部会」「地域福祉活動計画作業部会」を設置し、本計画策定に関する検討を行いました。ただし、構成メンバーは委員会・作業部会とも同一であり、実質それぞれ一つの組織で計画の策定を進めております。

「策定委員会」が定めた計画策定の方針を基に、第4期計画の見直し及び本計画の立案など「作業部会」で基礎検討を行いました。



5 地域のとらえ方

「地域」とは何かを考えると、いわゆる「近所」としてのとらえ方や地域の活動の単位としての「自治会」など、とらえ方は様々です。

また、加齢に伴い身体機能が低下し、歩いて行ける距離も短くなるなど、年齢層によっても、地域のとらえ方は変わってきます。

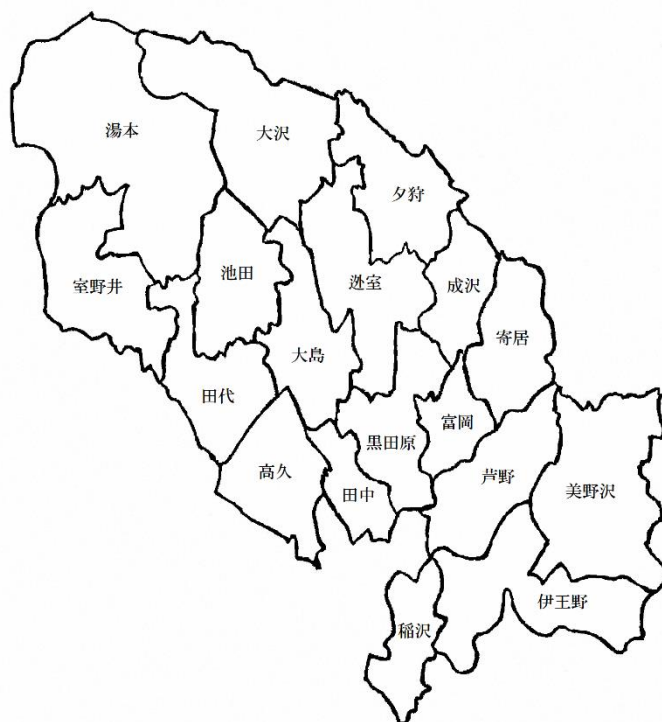
本町の地区社会福祉協議会の活動は、旧小学校区（17地区）の範囲で展開されています。

また、自治会などそれぞれの組織によって、各々の担当地区を「地域」として位置づけています。このため、「地域」は、一律のものではなく、本計画では、小地域から全町域にわたる幅広いものととらえています。

なお、「地域」の定義としては、次の4項目が挙げられます。

- ① 地域福祉に関する課題の把握が容易にできること
- ② 住民間において、課題に対して関心を共有しやすいこと
- ③ 生活に身近なところでのサービスが利用でき、利用者にも安心を保障できること
- ④ 住民による地域福祉活動が具体的に展開しやすいこと

本計画では、この「地域」において、保健、福祉サービスの一体的提供や地域活動の拠点づくりやネットワークづくりなど、地域福祉活動のシステムづくりを目指します。



6 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を理念として、経済・社会・環境をめぐる様々な課題に取り組むものです。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方につながることから、本計画はこのSDGsの視点を踏まえたものとします。



第2章 那須町の地域福祉の現状と課題

第2章 那須町の地域福祉の現状と課題

1 人口・世帯と福祉施策の状況

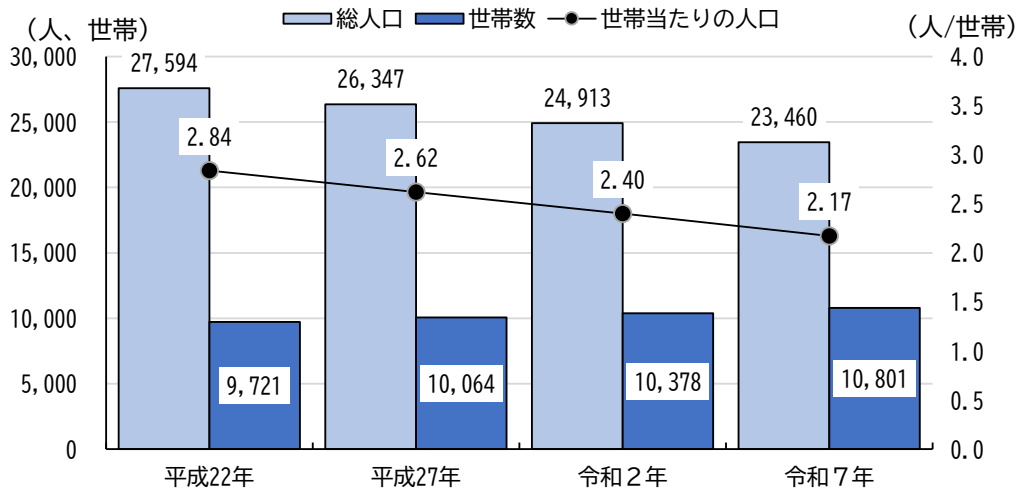
(1) 人口・世帯の状況

近年の本町の人口は、減少傾向であるのに対し、世帯数は年々増加傾向にあり、令和7年4月1日の住民基本台帳では、23,460人、10,801世帯、世帯当たり人員は、2.17人/世帯となっており、核家族化が進行しています。

また、令和7年4月（住民基本台帳）において本町の高齢化率（65歳以上の人口比率）は、43.7%、年少人口比率は、7.3%であり、少子高齢化の進行が顕著となっています。

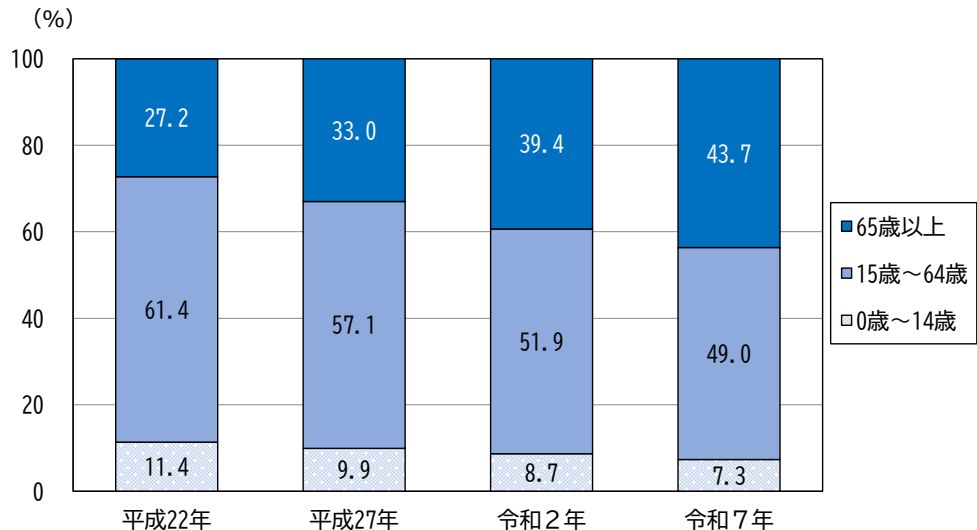
高齢者のみの世帯の増加や、子育て世代の減少などにより、地域や家庭内での支援する力が弱くなるなどの課題が生じています。

人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（4月1日）

年齢3階層別人口の推移



資料：住民基本台帳（4月1日）

(2) 町の福祉施策の現状

①高齢者施策の現状

本町では、令和6年度から令和8年度までの3か年を期間として、「誰もがいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまち」を基本理念とする『那須町第9期高齢者福祉・介護保険事業計画』（以下「現行計画」という。）を策定し、施策の推進に取り組んでいます。

令和3年10月現在、本町の高齢化率は40%を超え、今後も上昇を続け令和8年には44.3%、令和22年には50%を超えると推測されています。このような状況を踏まえ、介護を必要とする人も必要としない人も、住み慣れた地域で安心して、生きがいと尊厳を持って暮らせるまち、地域共生社会の実現に向け、現行計画に基づき、健康づくり、介護予防・重度化防止、認知症施策、在宅医療・介護連携、地域づくり・生活支援等の推進により、地域包括ケアシステムの更なる深化を目指していきます。

②障がい者施策の現状

本町では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）を踏まえて、令和6年3月に「一歩ふみ出す勇気を応援する人とまち～共に生きるまちを目指して～」を基本理念とする『第5次那須町障がい者計画』を策定し、障害福祉サービスの提供をスムーズにし、より障がい者の視点に立った施策を展開しています。また、同時に『第7期那須町障がい福祉計画』及び『第3期那須町障がい児福祉計画』を策定し、障がい者自らが、居住する場所等の意思表示・自己決定し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、障害福祉サービスの提供体制を整備・推進するため、目標値を定め、計画的に事業等を推進しています。

この計画により、障がいのある方が安心して地域や家庭で日常生活を送れるよう、各種相談事業や居宅介護、通所介護、短期入所、補装具、日常生活用具の給付、自動車・住宅改造助成など在宅福祉サービスを進めるとともに、福祉サービス情報の提供など、障がいのある方の生活自立支援や就労支援、障がい者への理解促進のための啓発活動などに取り組んでいます。また、障がいのある方の社会活動を広げるため、道路や歩道の段差を解消する等のバリアフリー化にも努めています。

③子ども・子育て支援の現状

本町では、第2期那須町子ども・子育て支援事業計画が令和6年度で計画期間を満了すること、また国が新たに定めた『こども基本法』に基づく『こども大綱』が施行され、これまで個別に推進していた子ども・子育て施策を全体的かつ統一的に推進する新しい体制が示されたことを踏まえ、次代を担う全ての子どもたちが心身ともに健康で、安全・安心に育っていくためのまちづくりを推進するため、新たに「那須町こども計画」を策定しました。

少子化の進行や働く女性の増加、子育て家庭の困難状況等多くの要因を踏まえ、様々な制度の下で、「こどもまんなか社会」の実現に向け、家庭・学校・地域等と連携・協働をしながら、社会全体で子ども・子育ての支援に努めているところです。

2 住民意識調査（アンケート）

（1）調査の概要

本計画策定の基礎資料として、町民の意識や地域福祉活動の実態を把握するために、「令和6年度 那須町の福祉に関するアンケート調査」を実施しました。概要は次のとおりです。

■ 調査期間

令和6年9月24日～令和6年10月18日

■ 調査対象者

- ア. 20歳～74歳の一般町民を対象とする認知度調査：無作為抽出 1,000名
- イ. 20歳～74歳の一般町民を対象とする住民意識調査：無作為抽出 1,000名
- ウ. 福祉サービス利用者、障がい者、中学生、ボランティア、子育て中の方、民生委員・児童委員、シニアクラブ

■ 回収状況

調査区分	配布数	回収数	回収率
福祉に関する認知度調査	1,000件	280件	28.0%
福祉に関する住民意識調査	1,000件	290件	29.0%
福祉サービス利用者の意識調査	80件	75件	93.8%
障がい者の意識調査	80件	49件	61.3%
中学生の意識調査	149件	87件	58.4%
ボランティアの意識調査	40件	26件	65.0%
子育て中の方の意識調査	176件	92件	52.3%
民生委員・児童委員の意識調査	51件	42件	82.4%
シニアクラブの意識調査	36件	15件	41.7%

※住民意識調査（アンケート）の詳細は、二次元コードを参照ください。

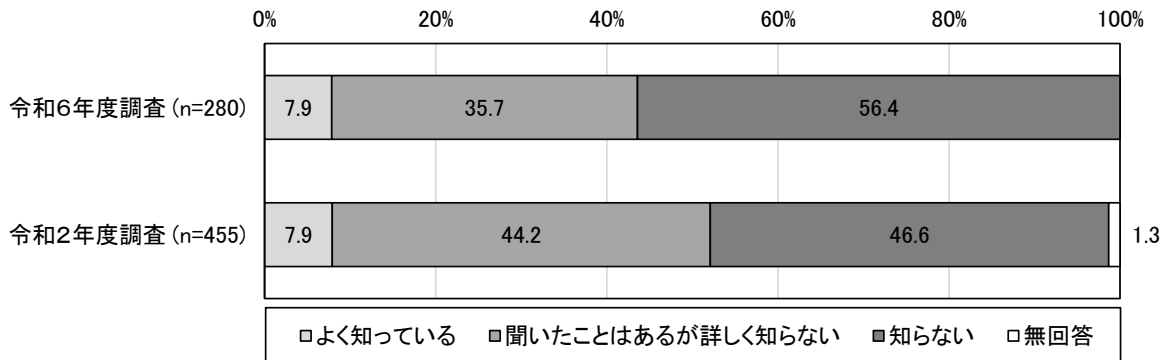


(2) 一般町民を対象とするアンケート調査

【福祉に関する認知度調査】

那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画を知っていますか。あてはまるものを1つ選んで○で囲んで下さい。

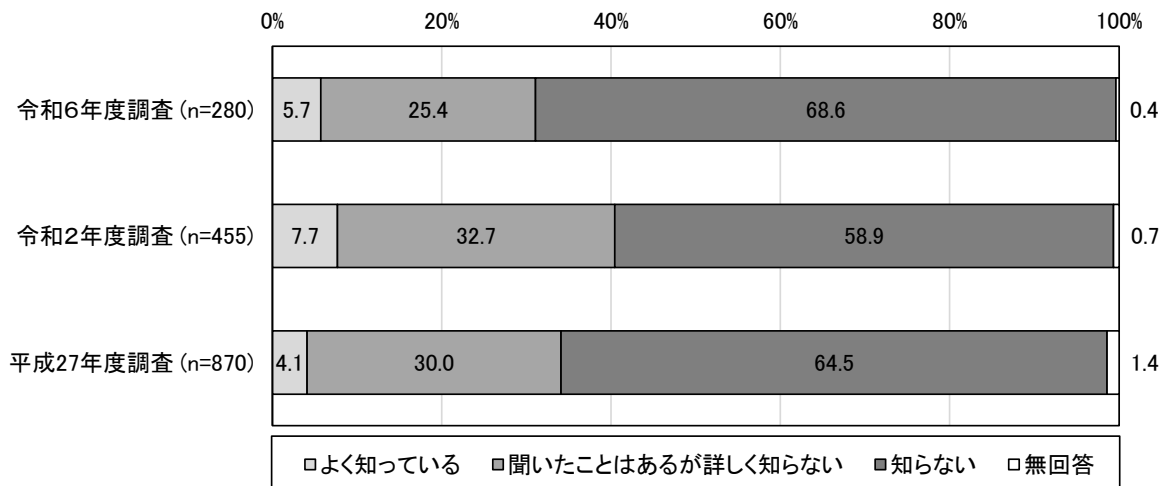
那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知度については、「よく知っている」が7.9%、「聞いたことはあるが詳しく知らない」が35.7%、「知らない」が56.4%となっています。経年比較では、前回調査と比較して「よく知っている」は増減なしとなっています。



小地域福祉活動計画を知っていますか。あてはまるものを1つ選んで○で囲んで下さい。

小地域福祉活動計画の認知度については、「よく知っている」が5.7%、「聞いたことはあるが詳しく知らない」が25.4%、「知らない」が68.6%となっています。

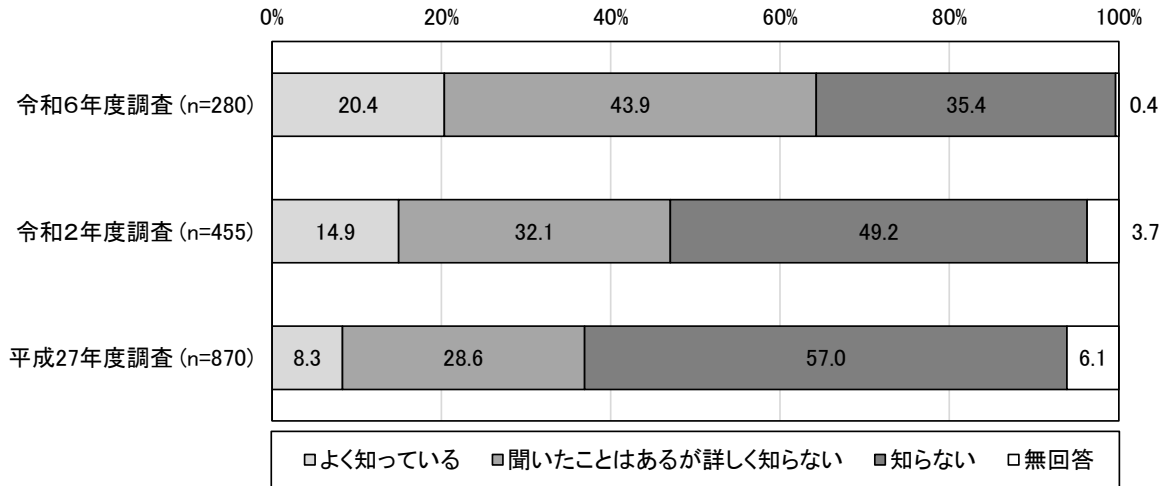
経年比較では、前回調査と比較して「よく知っている」が2.0ポイント減少しており、更なる周知が必要です。



那須町の地域包括支援センターを知っていますか。あてはまるものを1つ選んで○で囲んで下さい。

那須町の地域包括支援センターの認知度については、「よく知っている」が20.4%、「聞いたことはあるが詳しく知らない」が43.9%、「知らない」が35.4%となっています。

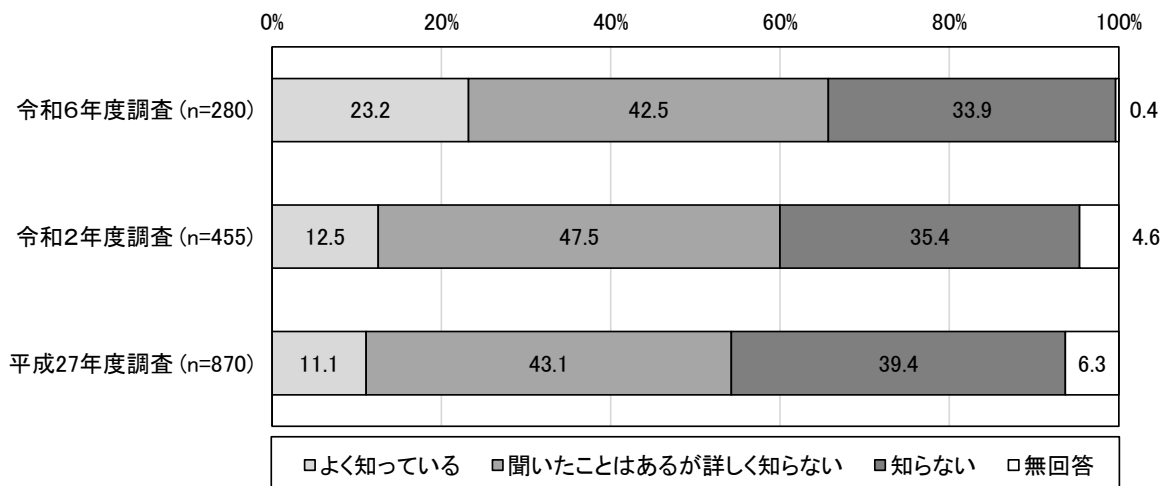
経年比較では、前回調査と比較して「よく知っている」が5.5ポイント増加しており、認知度は高まっています。



那須町子育て支援センターを知っていますか。あてはまるものを1つ選んで○で囲んで下さい。

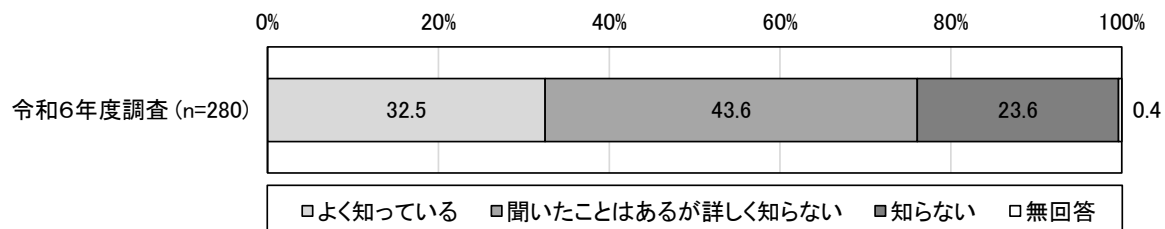
那須町子育て支援センターの認知度については、「よく知っている」が23.2%、「聞いたことはあるが詳しく知らない」が42.5%、「知らない」が33.9%となっています。

経年比較では、前回調査と比較して「よく知っている」が10.7ポイント増加しています。



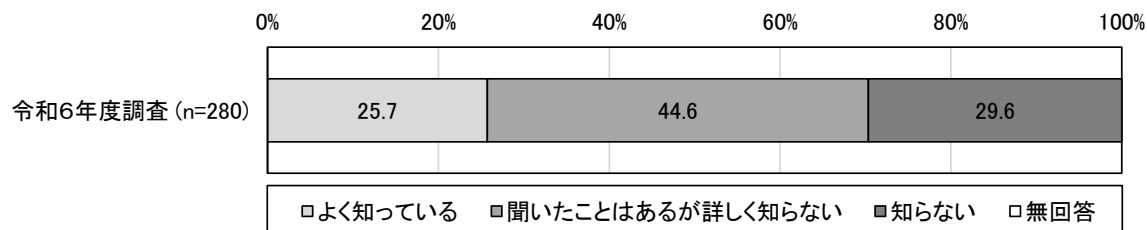
ケアラーという言葉を知っていますか。あてはまるものを1つ選んで○で囲んで下さい。

ケアラーという言葉の認知度については、「よく知っている」が32.5%、「聞いたことはあるが詳しく知らない」、「知らない」を合わせると67.2%となっており、更なる周知が必要です。



成年後見制度を知っていますか。あてはまるものを1つ選んで○で囲んで下さい。

成年後見制度の認知度については、「よく知っている」が25.7%、「聞いたことはあるが詳しく知らない」、「知らない」を合わせると74.2%となっており、引き続き周知が必要です。

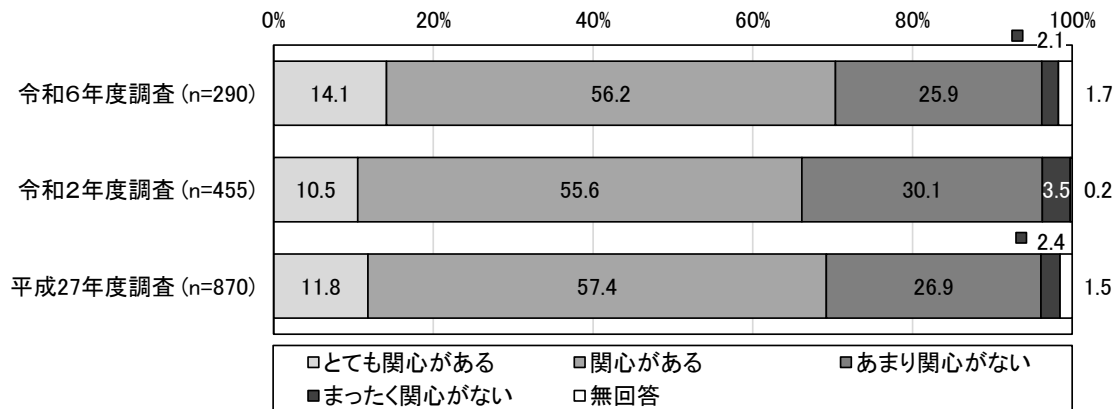


【福祉に関する住民意識調査】

あなたは「福祉」に関心がありますか。あてはまるものを1つ選んで○で囲んで下さい。

「福祉」への関心の有無については、「とても関心がある」「関心がある」を合算した『関心がある』は70.3%、「あまり関心がない」「まったく関心がない」を合算した『関心がない』は28.0%と『関心がある』が42.3ポイント高くなっています。

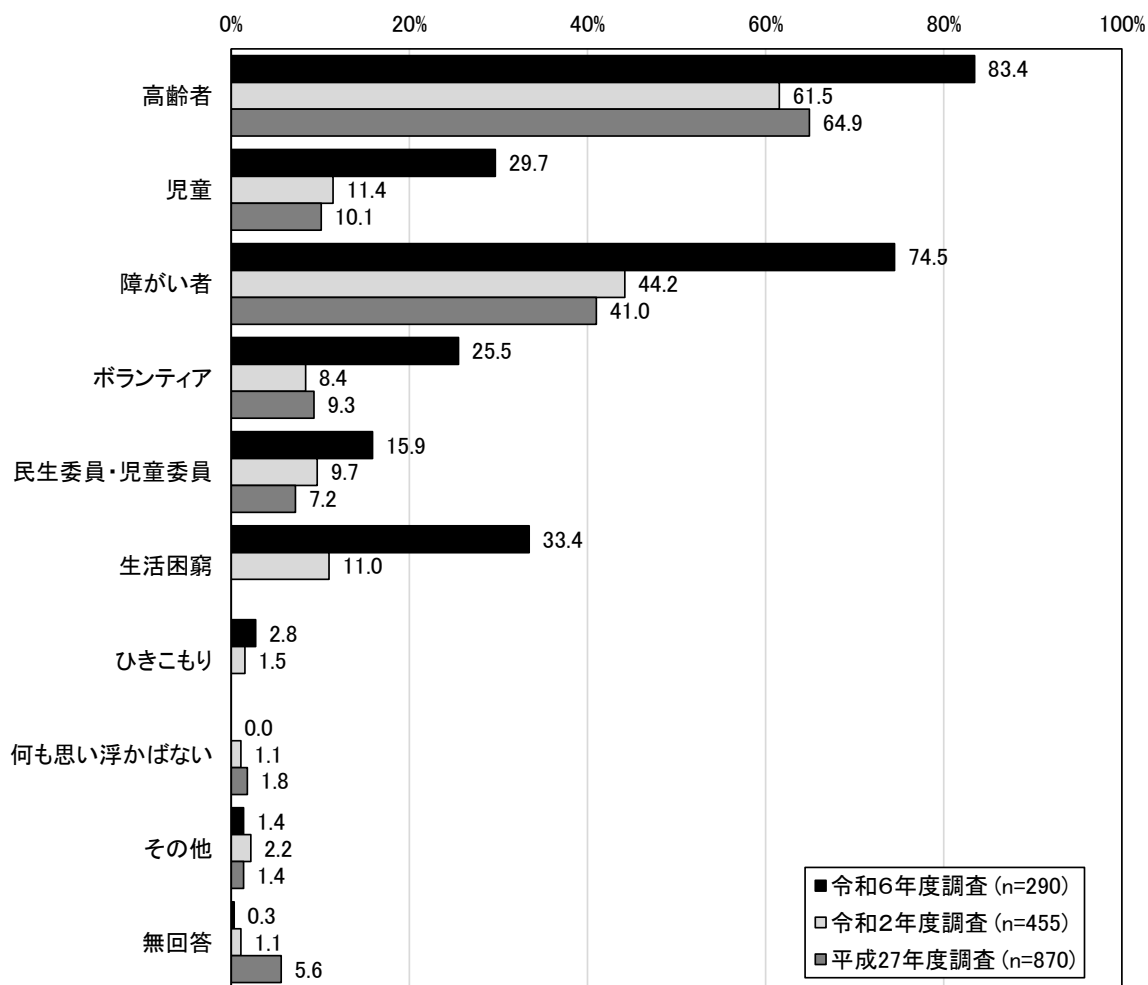
経年比較では、前回調査と比較して『関心がある』が4.2ポイント増加しています。



あなたは「福祉」と聞いて何を連想しますか。特にあてはまるものを3つまで○で囲んで下さい。(1つでもかまいません)

「福祉」と聞いて何を連想するかについては、「高齢者」が83.4%で最も高く、次いで「障がい者」が74.5%、「生活困窮」が33.4%となっています。

経年比較では、前回調査と比較して「高齢者」が21.9ポイント増加、「障がい者」が30.3ポイント増加、「生活困窮」が22.4ポイント増加しており、福祉の多様な側面に対する住民の視点が広がっていることが分かります。



あなたは、地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要な課題は何だと思いますか。

地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要な課題については、全体で 170 件の意見があり、「災害時支援・防災対策」が 57 件で最も多く、次いで「高齢者・障がい者等の見守り・支援」が 50 件、「地域交流・情報提供」が 23 件となっています。本計画において、住民の主体的な参加と防災対策や高齢者支援などの明確な課題解決に向け、実効性のある具体的な施策を構築することが求められています。

協力して取り組む課題	件数
災害時支援・防災対策	57
高齢者・障がい者等の見守り・支援	50
地域交流・情報提供	23
交通・施設整備等、町の活性化	8
子育て支援	7
生活に課題をもっている方の見守りや支援	6
美化・環境整備	4
家族介護者やヤングケアラーへの支援	3
地域活動内容の見直し	3
歴史・文化財の継承	2
わからない・思いつかない	7
合計	170

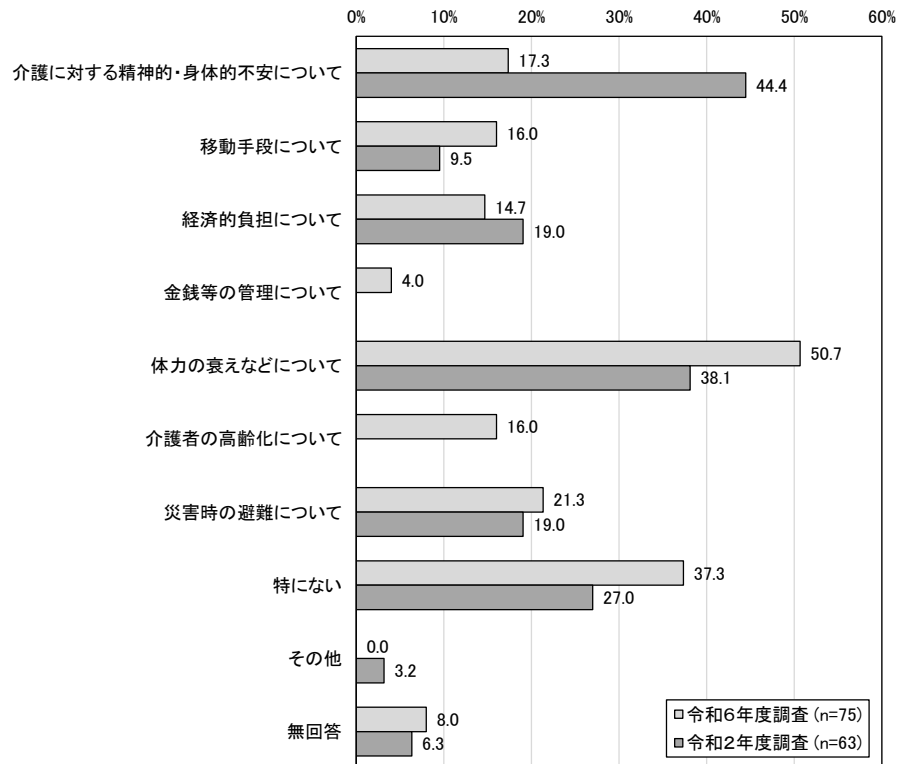
(3) 分野別アンケート調査

【① 福祉サービス利用者の意識調査】

毎日の生活の中で、困っていること、不便に感じることはありませんか。あてはまるものをすべて選び番号を○で囲んでください。

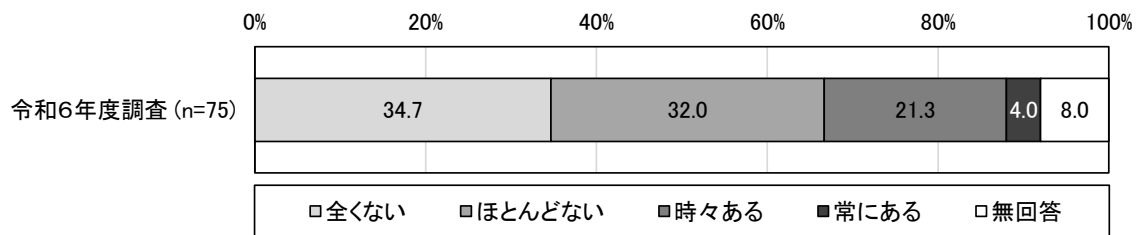
毎日の生活の中で、困っていること、不便に感じることについては、「体力の衰えなどについて」が50.7%で最も高く、次いで「特にない」が37.3%、「災害時の避難について」が21.3%となっています。

経年比較では、前回調査と比較して「体力の衰えなどについて」が12.6ポイント増加、「特にない」が10.3ポイント増加、「災害時の避難について」が2.3ポイント増加しています。



あなたは、孤立していると感じることがありますか。あてはまるものを1つ選び番号を○で囲んでください。

孤立していると感じることがあるかについては、「全くない」「ほとんどない」を合算した『感じることがない』は66.7%、「時々ある」「常にある」を合算した『感じるがある』は25.3%と『感じることがない』が41.4ポイント高くなっています。孤立感を抱える人もおり、そのための見守りやサポートが今後の課題として挙げられます。



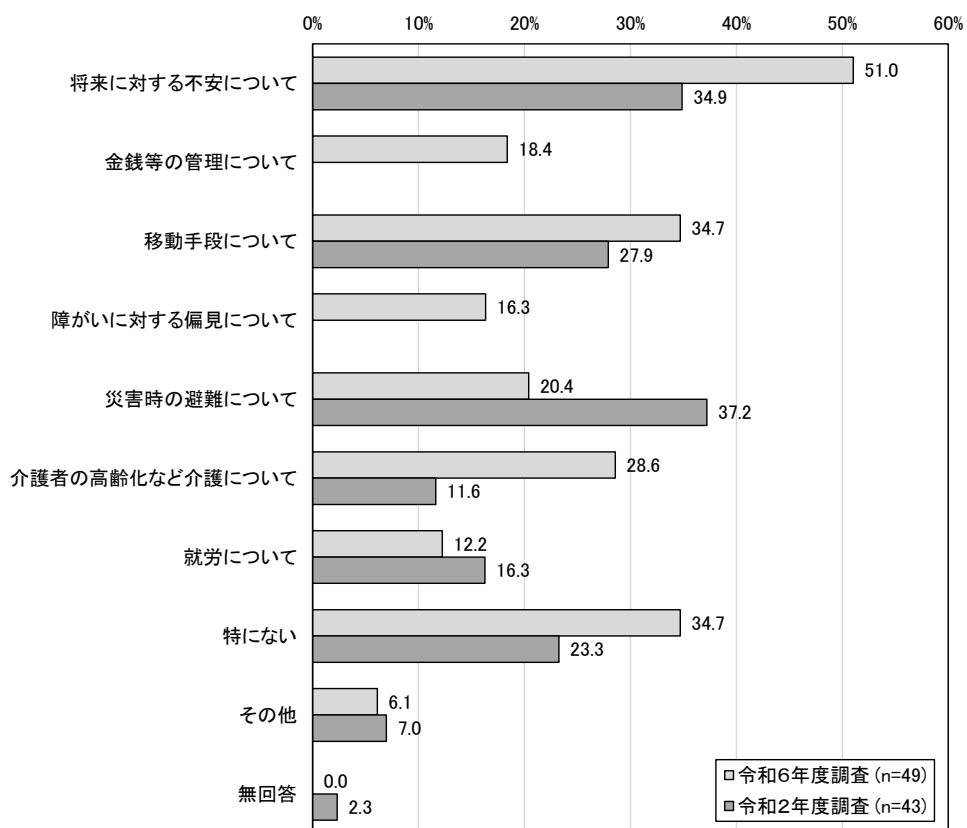
【② 障がい者の意識調査】

毎日の生活の中で、困っていること、不便に感じることはありませんか。あてはまるものをすべて選び番号を○で囲んでください。

毎日の生活の中で、困っていること、不便に感じることについては、「将来に対する不安について」が51.0%で最も高く、次いで「移動手段について」「特にない」がともに34.7%、「介護者の高齢化など介護について」が28.6%となっています。

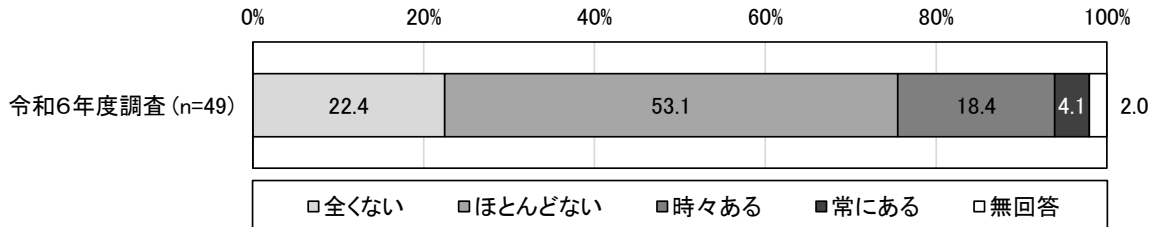
経年比較では、前回調査と比較して「将来に対する不安について」が16.1ポイント増加、「移動手段について」が6.8ポイント増加、「特にない」が11.4ポイント増加、「介護者の高齢化など介護について」が17.0ポイント増加しています。

町内で障がい者が暮らしやすい環境を整えるため、「障がい福祉サービスの充実」や「障がいに対する町民の理解促進」が求められています。



あなたは、孤立していると感じることがありますか。あてはまるものを1つ選び番号を○で囲んでください。

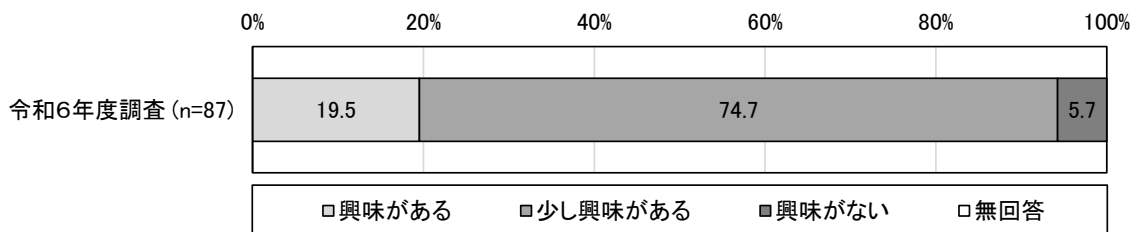
孤立していると感じることがあるかについては、「全くない」「ほとんどない」を合算した『感じることがない』は75.5%、「時々ある」「常にある」を合算した『感じるがある』は22.5%と『感じることがない』が53.0ポイント高くなっています。



【③ 中学生の意識調査】

あなたは地域の行事に興味がありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

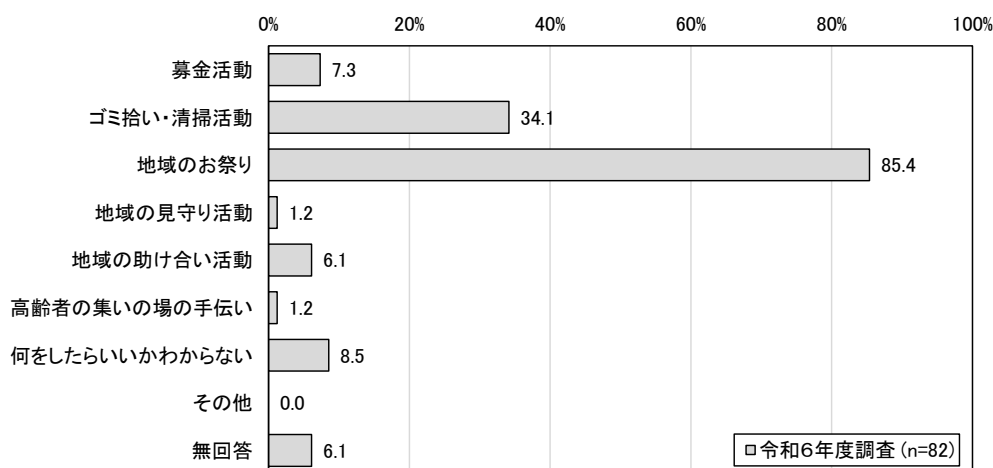
地域の行事に興味があるかについては、「興味がある」が19.5%、「少し興味がある」が74.7%、「興味がない」が5.7%となっています。



「興味がある」「少し興味がある」とお答えになった方におたずねします。

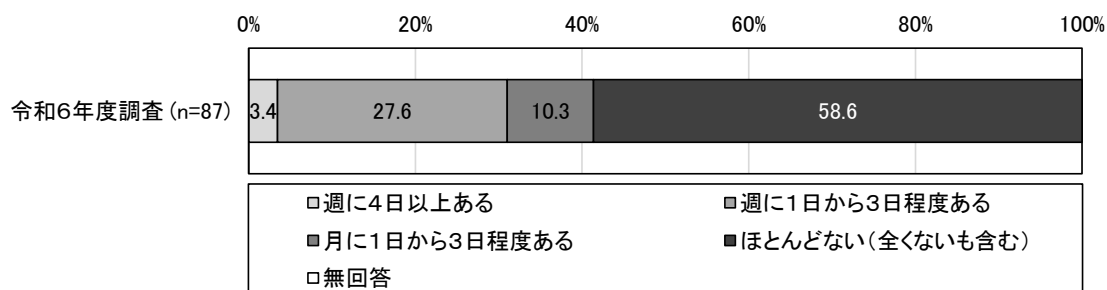
どんな地域活動に参加したいですか。あてはまるものをすべて選んでください。

どんな地域活動に参加したいかについては、「地域のお祭り」が 85.4%で最も高く、次いで「ゴミ拾い・清掃活動」が 34.1%、「何をしたらいいかわからない」が 8.5%となっており、積極的に地域活動に関わるためのきっかけづくりが求められます。



あなたは、家族の代わりに家の掃除やご飯の支度、兄弟等の世話のため自分の時間がなくなることがありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

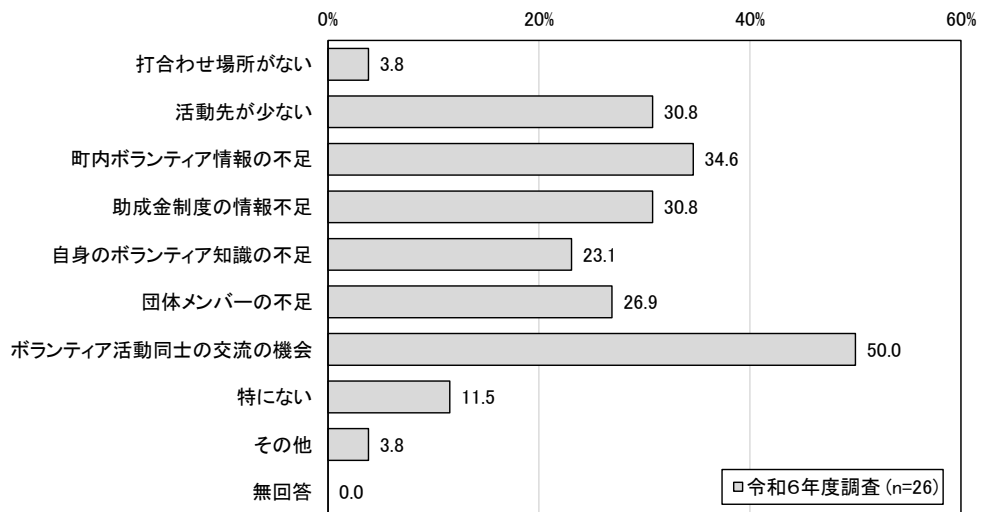
家族の代わりに家の掃除やご飯の支度、兄弟等の世話のため自分の時間がなくなることがあるかについては、「ほとんどない(全くないも含む)」が 58.6%で最も高く、次いで「週に1日から3日程度ある」が 27.6%、「月に1日から3日程度ある」が 10.3%となっています。



【④ ボランティアの意識調査】

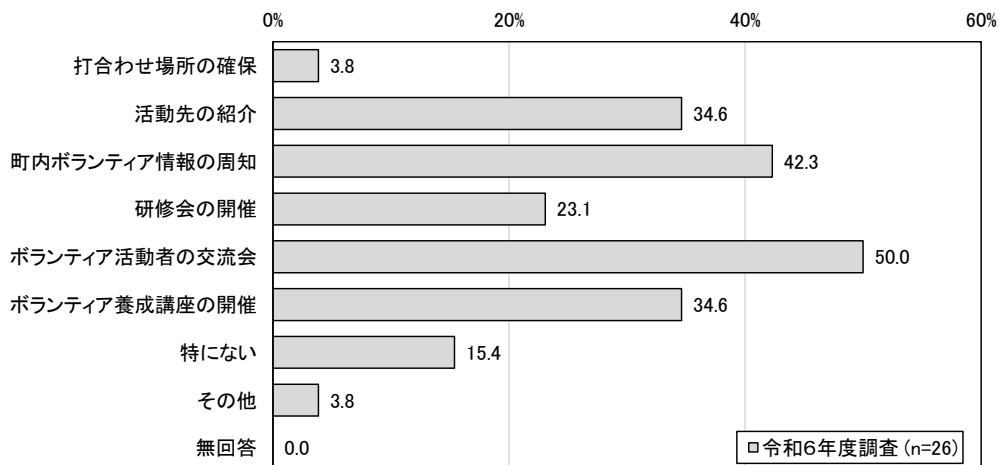
あなたがボランティア活動をするにあたり、課題だと感じていることはありますか。あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。

ボランティア活動をするにあたり、課題だと感じていることについては、「ボランティア活動同士の交流の機会」が50.0%で最も高く、次いで「町内ボランティア情報の不足」が34.6%、「活動先が少ない」「助成金制度の情報不足」がともに30.8%となっています。



那須町ボランティアセンターに期待することは何ですか。あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。

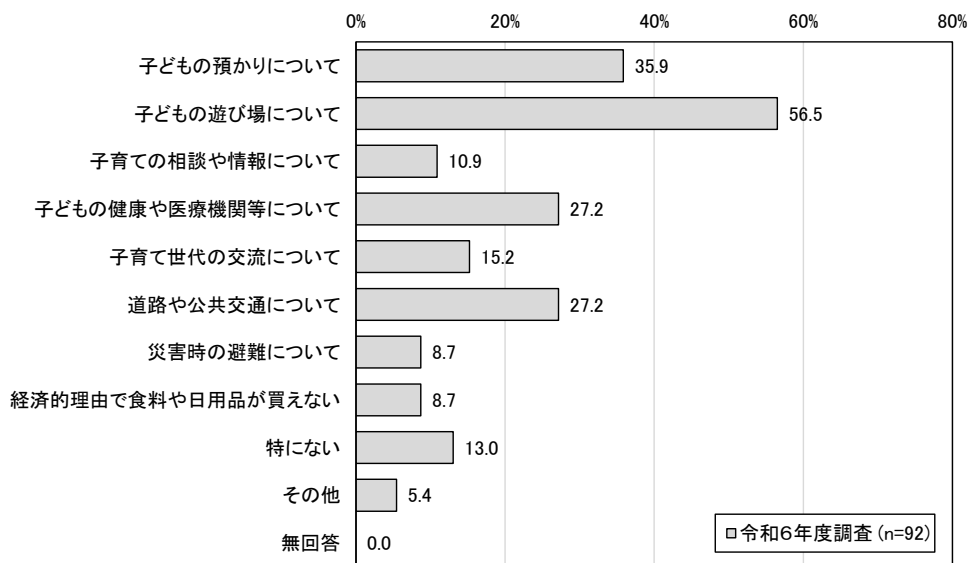
那須町ボランティアセンターに期待することについては、「ボランティア活動者の交流会」が50.0%で最も高く、次いで「町内ボランティア情報の周知」が42.3%、「活動先の紹介」「ボランティア養成講座の開催」がともに34.6%となっており、具体的な取組を期待する声が多く挙がっています。



【⑤ 子育て中の方の意識調査】

毎日の生活の中で、困っていること、不便に感じることはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

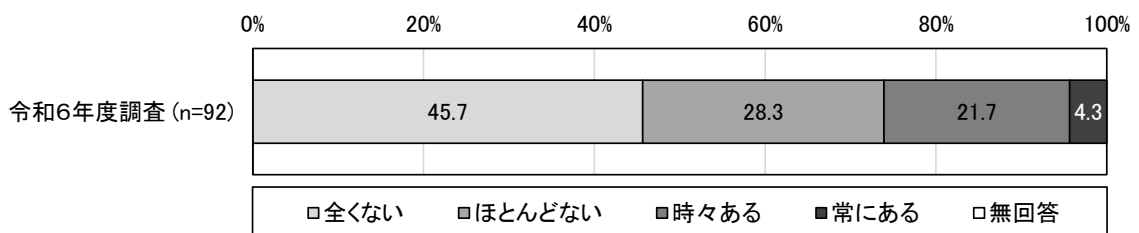
毎日の生活の中で、困っていること、不便に感じることについては、「子どもの遊び場について」が56.5%で最も高く、次いで「子どもの預かりについて」が35.9%、「子どもの健康や医療機関等について」「道路や公共交通について」がともに27.2%となっています。



あなたは、孤立していると感じることがありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

孤立していると感じることがあるかについては、「全くない」「ほとんどない」を合算した『感じることがない』は74.0%、「時々ある」「常にある」を合算した『感じることがある』は26.0%と、『感じることがない』が48.0ポイント高くなっています。

孤立感を抱える保護者もあり、地域コミュニティでの交流を促進する施策が必要です。

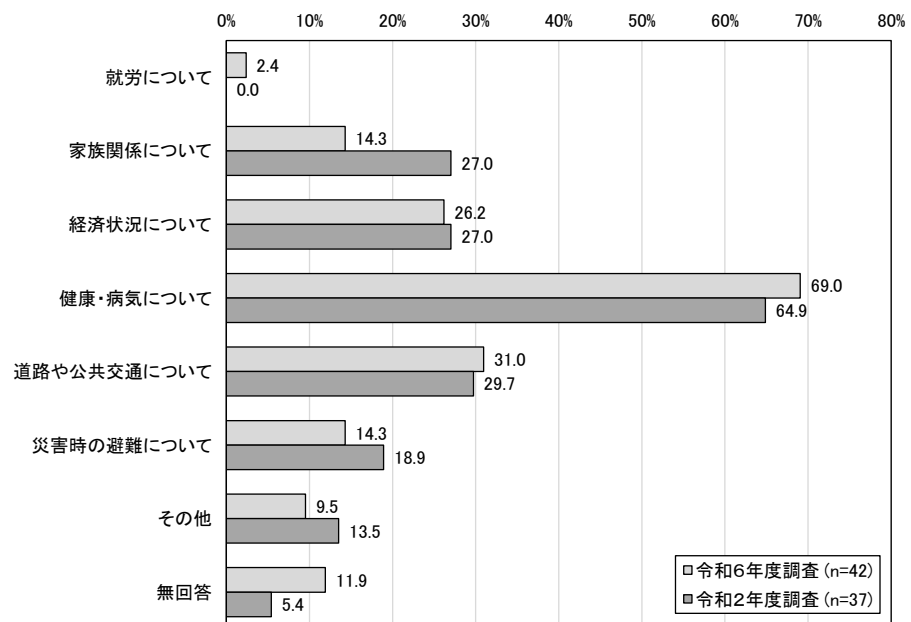


【⑥ 民生委員・児童委員の意識調査】

民生委員・児童委員活動の中で、どのような相談が多いですか。あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。また、その内容についてご記入ください。

民生委員・児童委員活動の中で、どのような相談が多いかについては、「健康・病気について」が69.0%で最も高く、次いで「道路や公共交通について」が31.0%、「経済状況について」が26.2%となっています。

経年比較では、前回調査と比較して「健康・病気について」が4.1ポイント増加、「道路や公共交通について」が1.3ポイント増加、「経済状況について」が0.8ポイント減少しています。

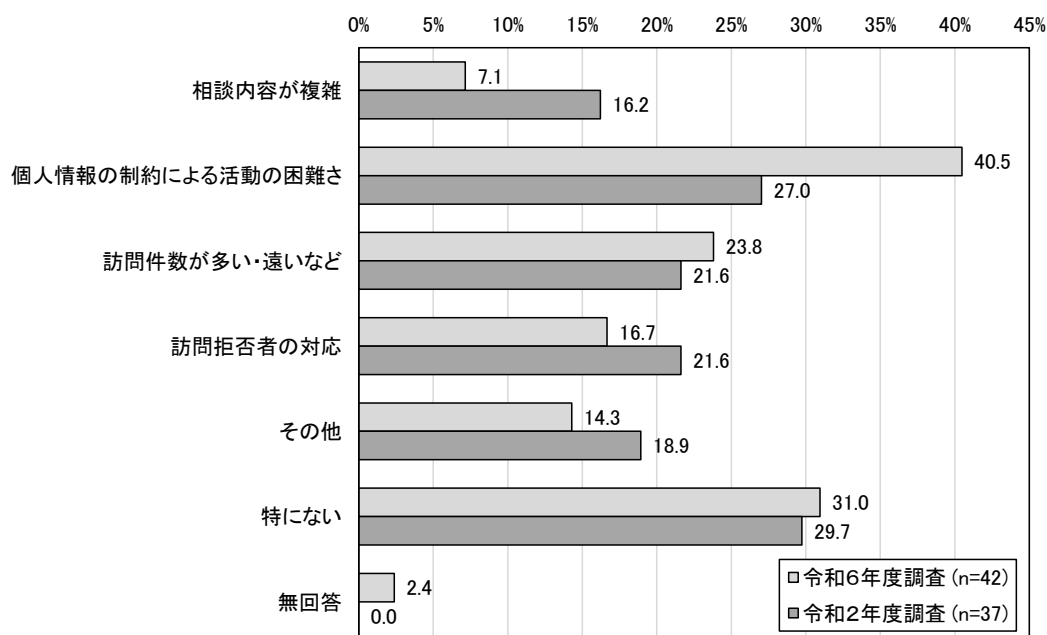


あなたが民生委員・児童委員活動の中で一番大変に思うことは何ですか。あてはまるものを選び番号を○で囲んでください（いくつ選んでも構いません）。また、その内容についてご記入ください。

民生委員・児童委員活動の中で一番大変に思うことについては、「個人情報の制約による活動の困難さ」が40.5%で最も高く、次いで「特にない」が31.0%、「訪問件数が多い・遠いなど」が23.8%となっています。

経年比較では、前回調査と比較して「個人情報の制約による活動の困難さ」が13.5ポイント増加、「特にない」が1.3ポイント増加、「訪問件数が多い・遠いなど」が2.2ポイント増加となっています。

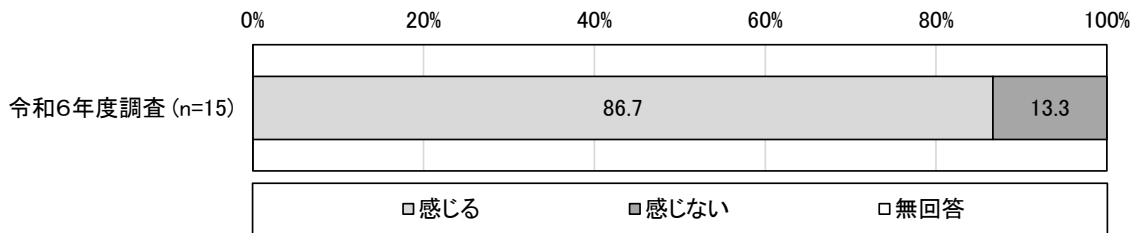
民生委員活動には負担も多く、行政からの支援体制の強化や自治会等との協力・連携が改善点として挙げられています。



【⑦ シニアクラブの意識調査】

あなたのシニアクラブで助け合い活動は必要だと感じますか。あてはまるものを1つ選び番号を○で囲んでください。また、そう思う理由をご記入ください。

所属しているシニアクラブで助け合い活動は必要だと感じるかについては、「感じる」が86.7%、「感じない」が13.3%となっており、交流の場で相談できることや生活支援が必要な高齢者がいるという意見が多く寄せられています。



地域みんなが安心して暮らし続けていくために、あなたのシニアクラブではどのような活動ができると思いますか。

地域みんなが安心して暮らし続けていくために、所属しているシニアクラブではどのような活動内容ができると思うかについては、全体で13件の意見があり、「居場所づくりの運営」が7件で最も多く、次いで「必要性を感じるが活動はできない」が2件となっています。

活動内容	件数
居場所づくりの運営	7
必要性を感じるが活動はできない	2
イベント開催	1
スポーツ	1
送迎支援	1
清掃活動等を通じた交流	1
合計	13

3 第4期計画の評価について

今回の那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたり、第4期計画の進捗状況について、検証しました。

<第4期那須町地域福祉計画>

基本目標1 みんなで生活しやすい福祉環境づくり

方針1 相談しやすい総合相談支援の仕組みづくり

取り組み	担当課	取組状況	評価
民生委員・児童委員の活動を住民に周知し、相談しやすい環境を整えます。	保健福祉課	相談会の日時や訪問調査前に広報紙へ掲載し周知しています。	継続
電話やメール、ホームページ、SNSなど多様な形態での各種相談を充実させます。	保健福祉課	電話やメール、ホームページからの各種相談を実施しています。	継続
職員一人ひとりが相談内容の理解を深めるため、研修を行います。	保健福祉課	各種研修に参加し、スキルアップを図っています。また、自殺対策として、窓口担当職員を対象に、ゲートキーパー養成講座を2回開催しました。参加者70名。	継続
ひきこもりや生活困窮など制度のはざまにある福祉課題について、相談体制の充実に努めます。	保健福祉課	社会福祉協議会与連携し、広報紙でひきこもり相談窓口の普及に努めています。	継続
分野横断的な総合相談窓口について検討し、整備を進めます。	保健福祉課	総合相談窓口の設置について検討しています。	継続 (要検討)

方針2 移動支援の拡充及び住宅確保の支援

取り組み	担当課	取組状況	評価
移動困難者や日常生活に必要な交通手段を確保するため、デマンド型乗合交通の利便性の向上を図ります。	ふるさと定住課	那須町公共交通計画に基づき公共交通の充実にに向けた検討を行い、デマンド型乗合交通の改善を図るとともに、低額タクシーサービスの本格運行を実施しています。	継続
高齢者や障がい者を対象としたデマンド型乗合交通等の利用促進のために説明会を実施します。	保健福祉課	必要に応じ出前講座を行っています。	継続
NPO法人や福祉事業所に対し、福祉有償運送の実施を支援します。	保健福祉課	更新や新規申請の相談に応じています。また、福祉有償運送運営協議会の運営を行っています。	継続
高齢者や障がい者等の町営住宅の優先的利用を実施します。	保健福祉課	条例及び施行規則に基づき高齢者や障がい者等の優先利用を実施しています。	継続
地域住民などのボランティアが移動支援に参画しやすい環境づくりを行います。	保健福祉課	福祉のまちづくり事業（ふれあいルーム）に送迎ボランティア保険の費用を含め委託しています。	継続

基本目標2 みんなで行動へつなげる仕掛けづくり

方針1 地域の状況・課題を積極的に把握する仕組みとその担い手づくり

取り組み	担当課	取組状況	評価
地域の問題・課題の情報収集に努め、解決方法を地域住民とともに協議します。	保健福祉課	生活支援体制整備事業等において、地域住民との協議の場を設置しています。	継続
那須町まちづくり出前講座において、住民が福祉に対して関心が持てるよう引き続き啓発します。	保健福祉課	依頼、要請に応じて出前講座を実施しています。	継続
地域福祉活動を推進するため、地域における若手リーダーの育成を支援します。	保健福祉課	地域福祉活動専門員の育成を今後検討します。	継続
企業や事業所が社会貢献しやすい環境を整備します。	保健福祉課	社会福祉を目的とするサービスの参入等があれば積極的に相談に応じています。	継続
小地域福祉活動計画の推進を支援します。	保健福祉課	計画の推進に必要な支援を行います。	継続

方針2 ボランティアの広報・啓発活動の充実と人材育成

取り組み	担当課	取組状況	評価
ボランティアセンターと連携し、活動内容等の情報を広報紙やSNS等に掲載します。	保健福祉課	必要な情報を町広報紙等に掲載をします。	継続
ボランティア団体及び個人が気軽に集える場所を提供します。	保健福祉課	公共施設の利用について必要な支援を行います。	継続
ボランティアに取り組む方に対し、情報提供や機会を調整し、活動しやすい環境づくりを実施します。	保健福祉課	ボランティアセンターを通してボランティアに関する必要な情報を提供し、参加も促しています。	継続

基本目標3 みんなで福祉を充実させるための仕組みづくり

方針1 子どもの福祉と子育て環境の整備

取り組み	担当課	取組状況	評価
赤ちゃんの駅として授乳やおむつ交換ができる場所を増やします。	こども未来課	町内公共施設は、概ね赤ちゃんの駅に登録することができます。	計画から除外
ファミリーサポート事業の利用促進を図ります。	こども未来課	主に送迎支援になるが、年間100回前後活動しています。	継続
保育園の適正配置を検討します。	こども未来課	黒田原第2保育園の黒田原第1保育園への統合、千振保育園の存続が提言され、町の方針が決定しました。	継続
子育て支援ヘルパー派遣事業の利用促進を図ります。	こども未来課	対象となりうる家庭には、サービスの利用を提案していますが、自己負担が発生する場合もあり、令和5、6年度の利用実績はありません。	継続

取り組み	担当課	取組状況	評価
必要とされる保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図ります。	こども未来課	延長保育や病児保育事業などサービスの充実を図っています。	継続
子育て支援アプリ「hapi NASUダイアリーby母子モ」を活用し、妊娠中から出産、子育てまでのライフステージに合わせた支援を行います。	こども未来課	健診、おむつ券、子育てに関する様々な情報をライフステージに応じて配信し、支援しています。	継続

方針2 高齢者の方への支援

取り組み	担当課	取組状況	評価
地域の助け合い活動を支援します。	保健福祉課	警察署や消費生活支援センター等様々な分野と連携し、地域の活動を支援しています。	継続
認知症高齢者等の見守り事業を推進します。	保健福祉課	おかえりサポート事業への登録を実施しています。	継続
ボランティアやNPO等と協力し、高齢者の居場所づくりを推進します。	保健福祉課	いきがいサロン推進事業費補助金により、地域交流及び居場所づくりを支援しています。	継続
地区社会福祉協議会が行うふれあいルームや民間団体のサロン事業（高齢者の交流の場所）を提供します。	保健福祉課	町の委託事業としてふれあいルーム事業を実施し、民間団体のサロン事業を支援しています。	継続
高齢者が地域で活発に活動できるようシニアクラブ等の活動を支援します。	保健福祉課	シニアクラブ活動に対し、補助金を交付し支援しています。	継続
在宅医療・介護の連携推進を図ります。	保健福祉課	近隣自治体と連携し、進めています。	継続
認知症施策や介護予防の推進を図ります。	保健福祉課	地域包括支援センターと連携して進めています。	継続
那須町生活支援体制整備協議会（なすあった会）において、地域の支え合いを推進します。	保健福祉課	各種団体等と連携し、地域の支え合いを推進しています。	継続
介護者への支援体制を整備します。	保健福祉課	ケアラー支援条例を策定し、計画を策定しています。	継続

方針3 様々な障がいを持つ方への支援

取り組み	担当課	取組状況	評価
障がい者及び障がい者団体に、福祉サービス等の情報提供を行い、活動や運営を支援します。	保健福祉課	障がい者団体等へ補助金を交付するなど、必要な支援を実施しています。	継続
「障がい者自立支援協議会」の当事者部会において、当事者間の情報交換や地域に受けた障がいについての理解を深める福祉教育等の地域貢献活動を実施します。	保健福祉課	活動を実施しています。 ※フリースペース（当事者部会）R6:17回開催	検討
障がい者の就労支援についてハローワークや福祉関係機関等と連携を図りながら充実させます。	保健福祉課	関係機関と連携し就労支援を実施しています。	継続

取り組み	担当課	取組状況	評価
「障がい者優先調達推進法」に基づき、製品の購入・利用を推奨します。	保健福祉課	優先調達を推奨しています。	継続
障がいについてのシンポジウムや講座等を開催し、障がい者への理解を促進します。	保健福祉課	令和元年度以降実施していないため、別の方法による理解促進を検討します。	継続
「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする差別が解消されるよう周知します。	保健福祉課	パンフレットを作成し、周知しています。	継続

方針4 生活に困窮している方への支援

取り組み	担当課	取組状況	評価
生活困窮者自立相談支援員等により、住宅の確保や就労支援、生活支援等の生活困窮対策を実施します。	保健福祉課	相談員が支援を実施しています。	継続
福祉事務所が実施する学習支援事業への支援を行います。	保健福祉課	会場確保や受付等の支援を実施しています。	継続
役場内における横断的な部署の連携及び他市町やハローワーク、事業所等の多職種と連携し、自立に向け、就労支援や生活支援等の総合相談体制を整備します。	保健福祉課	相談員を中心に関係部署と連携し、相談体制を確立しています。	継続

基本目標4 みんなで安心して快適に暮らせるまちづくり

方針1 見守り支援の充実

取り組み	担当課	取組状況	評価
災害時の避難に不安を抱える世帯等の避難行動要支援者名簿の更新及び他機関と連携した活用を促進します。	保健福祉課	毎年度名簿の更新を行い、他機関との連携を図っています。	継続
高齢者の安否確認を図るため、緊急通報システムの利用促進や電話などによる連絡を継続します。	保健福祉課	民生委員等に協力してもらい利用促進を図っています。	継続
高齢者見守りネットワークの地域活動を推進し、組織を強化します。	保健福祉課	協議会を組織し、見守り協力事業所との連携体制を強化しています。	継続
行政無線や安全安心メールを利用した住民の見守りを推進します。	保健福祉課	これまでの実績はありません。	計画から除外
認知症高齢者の徘徊に対応したおかえりサポート事業を周知します。	保健福祉課	おかえりサポート事業を実施し、広報紙や町ホームページで周知しています。	継続

方針2 権利擁護体制の充実

取り組み	担当課	取組状況	評価
成年後見制度の周知と利用促進、人材の育成・確保に努めます。	保健福祉課	成年後見制度利用促進計画を策定。今後は人材育成・確保について検討します。	継続

取り組み	担当課	取組状況	評価
日常生活自立支援事業（あすてらす）の周知に努めます。	保健福祉課	相談及び会議等の場で、必要に応じてあすてらすの周知を実施しています。	継続
制度推進のための中核機関について検討し、令和4年度を目安に設置します。	保健福祉課	成年後見中核機関を設置済み。町民向けの無料相談会を実施しています。	継続
権利擁護に関する講演会や学習会を開催します。（オンラインも含む。）	保健福祉課	地域支援事業において、必要に応じて講演会を開催しています。	継続
虐待や認知症の相談窓口を周知すると共に、地域の見守り体制や関係機関との連携を強化します。	保健福祉課	相談窓口を周知し、関係機関とも常に連携しています。	継続

方針3 地域ぐるみの防犯活動の推進

取り組み	担当課	取組状況	評価
警察や消防など関係機関との連携を強化します。	保健福祉課	見守りネットワーク・おかえりサポート事業等を通じて連携強化しています。	継続
民生委員・児童委員などと連携し、訪問時に特殊詐欺等の防犯啓発を実施します。	保健福祉課	消費生活センターを中心に特殊詐欺等の防犯啓発を実施しています。	継続

方針4 災害時の支援体制の充実

取り組み	担当課	取組状況	評価
日本赤十字社との連携を強化し、災害支援物資を迅速に配布します。	保健福祉課	災害時に備えた準備を実施しています。	継続
災害時のボランティア活動を推進します。	保健福祉課	毎年度、町民向けに災害ボランティア講座を実施しています。	継続
要支援者への防災対策に取り組みます。	保健福祉課	要支援者名簿を作成・更新しています。	継続
要支援者の情報の把握（名簿の地図システムの登録・データベース化）、共有及び活用により支援体制を推進します。	総務課 保健福祉課	要支援者の情報をGIS地理情報システムは登録し、防災担当者、福祉担当者等の情報共有を図ることの検討を行いました。	継続
避難所及び福祉避難所の周知・運営と該当者が参加する避難訓練を推進します。	総務課 保健福祉課	小・中学校を対象に避難所設営訓練や福祉避難所の開設訓練を毎年実施しています。	継続
災害時における住民の避難と避難所運営を支援します。	総務課	各地区での防災訓練の実施を支援しています。	継続
安全安心メールを周知し、利用を促進します。	総務課	町広報紙などにより定期的に周知し、利用促進を図りました。	継続
災害時におけるSNS等を活用した住民同士の連絡体制づくりを推奨します。	総務課	町がLINEやFacebookを活用し防災情報を周知し、住民同士の連絡体制への支援を行いました。	継続

取り組み	担当課	取組状況	評価
災害時に備え、避難に不安を抱える高齢者や障がい者等の見守り活動を推進します。	保健福祉課	要支援者名簿を活用し、必要に応じ見守り活動を実施します。	継続
自主防災組織の設立を支援し、発災時には社会福祉協議会の運営する災害ボランティアセンターとの連携ができるよう協力します。	保健福祉課	自主防災組織設立に関係機関と連携し支援しています。また、災害時の連携も実施します。	継続

<第4期那須町地域福祉活動計画>

基本目標1 みんなで生活しやすい福祉環境づくり

方針1 相談しやすい総合相談支援の仕組みづくり

取り組み	取組状況	評価
各種相談に応じられるよう社会福祉協議会や民間団体等における研修会を実施し、相談体制の充実及び関係機関との連携を図ります。	那須町社会福祉法人連絡会が『相談に関わる人たちの心構えについて』の研修会を実施しました。(R5.8) 行政及び社協等の民間事業所が協働で重層事業についての検討会を実施しました。(R6.11, R7.2)	継続
社会福祉協議会ホームページに各種相談窓口を掲載し、情報提供します。	心配ごと相談所及びひきこもり相談会について社協ホームページや各戸配布にて周知しました。	継続
総合相談窓口整備の検討に参画します。	重層的支援体制整備事業について行政と検討し、令和7年度から多機関協働事業を移行準備として実施中です。	継続

方針2 移動支援の拡充及び住宅確保の支援

取り組み	取組状況	評価
デマンド型交通の利用促進に参画します。	ふれあいルーム開催時にデマンド交通の説明会(役場出前講座)を開催しました。 R3 0回 R4 0回 R5 2回(辻室、寄居) R6 2回(寄居、伊王野)	継続
ボランティア・NPO等の活動により、移動支援の取り組みに参加・協力します。	公共交通ワーキンググループに参加しました。助け合い交通について検討します。「G・小さな支え合い」立ち上げ等に協力。	継続

基本目標2 みんなで行動へつなげる仕掛けづくり

方針1 地域の状況・課題を積極的に把握する仕組みとその担い手づくり

取り組み	取組状況	評価
小地域福祉活動計画を基本に、地域福祉活動の推進と福祉課題について話し合います。	各地区地域福祉課題について話し合い、小地域福祉活動計画を全17地区で策定し、推進を図っています。	継続
子どもから高齢者までの幅広い世代が地域福祉活動に参加できる機会をつくります。	地域交流事業の実施 R3 3地区(田中、高久、芦野) R4 3地区(田中、高久、辻室) R5 5地区(夕狩、寄居、高久、池田、湯本) R6 10地区(田中、高久、富岡、室野井、池田、湯本、大沢、寄居、夕狩、辻室)	継続

取り組み	取組状況	評価
小中学校等で行う福祉教育に参画します。	福祉教育の実施 R3 5校（高久小、黒田原小、田代友愛小、那須高原小、那須中） R4 4校（高久小、黒田原小、田代友愛小、那須高原小） R5 3校（学びの森、黒田原小、那須中央中） R6 5校（黒田原小、田代友愛小、那須高原小、東陽小、高久小）	継続
地域とのかかわりを通じて福祉課題の早期発見に努めます。	地域の各行事に参加し、地域住民の話を伺うことで福祉課題の早期発見に努めました。	継続

方針2 ボランティアの広報・啓発活動の充実と人材育成

取り組み	取組状況	評価
ボランティア活動内容等の情報をボランティアセンター広報紙（YOROZU）や社協だより、SNS等に掲載します。	R3 R4 R5 R6 YOROZU 8回 9回 4回 4回 社協だより 0回 0回 1回 0回 インスタ 0回 0回 0回 0回 ホームページ 通年	継続
若年層から高齢者まで幅広い年代のボランティアを育成するための講座等を開催します。	ボランティア養成講座 R3 13回 R4 22回 R5 27回 R6 9回	継続
地域活動とボランティアをつなげるための情報を収集・発信します。	ボランティアコーディネート数 R3 28回 R4 55回 R5 11回 R6 28回	継続

基本目標3 みんなで福祉を充実させるための仕組みづくり

方針1 子どもの福祉と子育て環境の整備

取り組み	取組状況	評価
子育て支援センターと連携し、地域でできる子育て支援の体制づくりに取り組みます。	行政が開催する子どもに関する会議に職員が参加し、情報の共有を図りました。また、生活困窮世帯に対して行政と協働で対応しました。	継続
子育てに関するボランティアの推進を図ります。	子育てに関するボランティアのコーディネート数 R3 11回 R4 17回 R5 23回 R6 16回	継続

方針2 高齢者の方への支援

取り組み	取組状況	評価
高齢者が地域で活躍できる機会を提供します。	シニアクラブのクラブ数・会員数 R3 23クラブ、687名 R4 21クラブ、584名 R5 18クラブ、537名 R6 18クラブ、510名	継続
認知症高齢者等の見守り事業に参画します。	見守り支援事業の実施 R3 1地区（伊王野） R4 1地区（伊王野） R5 3地区（田代、寄居、伊王野） オレンジカフェ 1ヶ所 R6 5地区（辻室、田代、湯本、大島、伊王野）	継続
高齢者を対象とした居場所づくりの充実を図ります。	ふれあいルームの開催 R3 4地区 14回（延べ234名） R4 8地区 37回（延べ684名） R5 12地区 122回（延べ1,819名） R6 10地区 120回（延べ1,778名）	継続
在宅医療・介護の連携推進に協力します。	在宅医療・介護連携推進会議（なすの輪会）への参加 R3 2回 R4 6回 R5 6回 R6 6回	継続
認知症施策や介護予防の推進に参画します。	認知症ケア講演会、サポーター養成講座等の開催協力、ケアパスの周知、初期集中支援チーム員として活動。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等を実施しました。	継続
介護者への支援体制整備に参画します。	ケアラー支援推進計画策定委員会への参加、介護者（ケアラー）支援フェイスシートの実施、ケアラー面談など実施しました。	継続

方針3 様々な障がいを持つ方への支援

取り組み	取組状況	評価
障がい者団体は、障がい者が地域で安心して暮らせる環境が整備されるように活動します。	障がい児者親の会会員数 R3 25名 R4 23名（多目的トイレマップ改訂版発行） R5 29名 R6 27名（ミニコンサート開催）	継続
障がい者を支援するボランティアを育成します。	りんどう作業所ボランティア R3 10名 R4 12名 R5 15名 R6 12名	継続

取り組み	取組状況	評価
障がい者団体は、障がいを持つ方への理解を促進するため、当事者との交流の機会等を設けられるよう提言します。	フリースペース R3 13回 145名 R4 17回 172名 R5 22回 225名 R6 17回 170名 自立支援協議会 当事者部会 R3 1回 R4 1回 R5 0回 R6 0回	継続

方針4 生活に困窮している方への支援

取り組み	取組状況	評価
生活困窮者を対象にミニフードバンク事業やこども食堂等の整備を推進します。	・おもいやり食料品等配布会 R4 4回開催 73世帯（実35世帯） R5 4回開催 99世帯（実46世帯） R6 4回開催 160世帯（実72世帯） ・ミニフードバンク事業 R3 11世帯（実世帯 10世帯） R4 9世帯（実世帯 7世帯） R5 14世帯（実世帯 11世帯） R6 38世帯（実世帯 30世帯） ・こども食堂「ザ・テーブル」の支援	継続
家計の相談・助言を行うとともに、生活福祉資金等の貸付制度が有効活用できるよう支援します。	貸付件数（社会福祉金庫、生活福祉資金） R3 社会 26件、生活 225件（コロナ貸付あり） R4 社会 22件、生活 14件 R5 社会 32件、生活 2件 R6 社会 28件、生活 4件	継続
民生委員や地区社協等と協力し、生活困窮者を早期発見します。	民協定例会でおもいやり食料品等配布会の説明を実施しました。配布会の支援をしていただきました。	継続
生活困窮者支援のためのボランティアを育成し、地域住民による活動を促します。	未実施	継続

基本目標4 みんなで安心して快適に暮らせるまちづくり

方針1 見守り支援の充実

取り組み	取組状況	評価
高齢者見守りネットワークに協力します。	高齢者見守りネットワーク会議に局長及び包括職員が参加しました。	継続
小地域福祉活動計画に基づき、各地区の状況に応じた住民による見守り活動を支援します。また、見守りボランティア講座を行い、担い手の育成を行います。	・見守りマップの作成・更新作業 R3 7地区（黒田原、高久、池田、成沢、寄居、伊王野、稲沢） R4 5地区（黒田原、夕狩、寄居、伊王野、稲沢） R5 6地区（黒田原、大島、夕狩、寄居、伊王野、稲沢） R6 7地区（黒田原、大島、夕狩、寄居、富岡、伊王野、稲沢） 見守りボランティア講座開催なし	継続

方針2 権利擁護体制の充実

取り組み	取組状況	評価
成年後見制度や日常生活自立支援事業（あすてらす）の周知と利用を推進します。	あすてらす利用者数、相談件数 R3 26名、361件 R4 24名、618件 R5 23名、626件 R6 23名、664件	継続
生活に不安を抱える世帯等に対し、相談しやすい環境づくりを行い、高齢者や障がい者、児童虐待の早期発見や防止に努めます。	高齢者：地域包括支援センター2ヶ所設置 障がい者：委託相談員 児童：町で子育て支援センター設置	継続

方針3 地域ぐるみの防犯活動の推進

取り組み	取組状況	評価
高齢者見守りネットワークに協力します。	高齢者見守りネットワーク会議に局長及び包括職員が参加しました。	継続
小地域福祉活動計画により、地域で行われる学習会や啓発活動等に参加し、各地区の状況に応じた住民による見守り活動を支援します。	・見守りマップの作成・更新作業 R3 7地区（黒田原、高久、池田、成沢、寄居、伊王野、稲沢） R4 5地区（黒田原、夕狩、寄居、伊王野、稲沢） R5 6地区（黒田原、大島、夕狩、寄居、伊王野、稲沢） R6 7地区（黒田原、大島、夕狩、寄居、富岡、伊王野、稲沢） 見守りボランティア講座開催なし	継続

方針4 災害時の支援体制の充実

取り組み	取組状況	評価
福祉事業所等の施設を利用している方の安全を確保するため、防災対策を徹底します。	りんどう作業所で毎年2回避難訓練を実施しました。	継続
災害支援に関する講座を開催し、知識の習得に努め災害時の支援者を育成します。	災害支援講座 R3 0回 R4 1回（災害ボランティア講座） R5 0回 R6 1回（災害ボランティア講座）	継続
該当者が参加する福祉避難所の運営と避難訓練に参画します。	福祉避難所開設訓練 R4 1回（なすの苑） R5 1回（マメゾン） R6 1回（聖園那須老人ホーム）	継続
災害時における災害ボランティアセンターの設置運営を行います。	災害なし	継続
災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施します。	未実施	継続
地域における要支援者を把握します。	各係で把握している要支援者のリストを作成しました。	継続

4 第5期計画の主要課題

■統計やアンケート結果、前計画の評価結果からみえた課題

○地域福祉への理解を深めるため、啓発活動や福祉教育・福祉学習が必要です。

福祉に関する認知度調査結果から、特定の施設や事業の認知度は徐々に向上していますが、「那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画」「小地域福祉活動計画」等、計画については多くの住民の認知度が低くなっています。認知度向上のために、広報啓発活動が必要です。

○安心してまちで暮らしていくために、防災対策や見守りの対応が必要です。

福祉に関する住民意識調査結果から、地域の課題について住民が挙げた意見では、「災害時支援・防災対策」が最も多く、次いで「高齢者・障がい者等の見守り・支援」や「地域交流・情報提供」が重要とされています。

那須町の福祉計画においては住民の主体的な参加を促し、防災対策や高齢者支援などの明確な課題解決に向け、実効性のある具体的な施策を構築することが求められます。

○困難を抱えるすべての人に支援が届くように、包括的な支援体制の充実が必要です。

少子高齢化が進んでおり、「成年後見制度利用促進」や「ケアラー支援推進」等の新しい事業の取り組みが始まり、制度の狭間で福祉サービスが利用できない方や複合的な課題を抱えた方への支援が必要です。

また、一部に孤立感を抱える人もおり、そのための見守りやサポートが今後の課題として挙げられます。

○コロナ禍で制限されていた施策の推進が必要です。

第4期計画の計画期間中は、新型コロナウイルス感染症対策のため、地域福祉施策の推進が制限されるものもありました。これらを踏まえ、第4期計画の地域福祉施策の推進を強化します。

○ボランティアや地域福祉活動のための情報や交流機会の提供が求められています。

中学生の意識調査結果から、多くの回答者が地域の行事に興味を持ち、「地域のお祭り」や「ゴミ拾い・清掃活動」に参加したいと感じていますが、「何をしたらいいかわからない」という意見もあり、積極的に地域活動に関わるためのきっかけづくりが求められます。

また、ボランティアの意識調査結果から、ボランティア活動をするにあたり、「情報不足」や「交流機会の不足」が課題となっており、那須町ボランティアセンターに対して、「ボランティア活動者の交流会」の開催や「町内ボランティア情報の周知」「活動先の紹介」など、具体的な取組を期待する声が多く挙がっています。

第3章 計画の基本理念と目標

第3章 計画の基本理念と目標

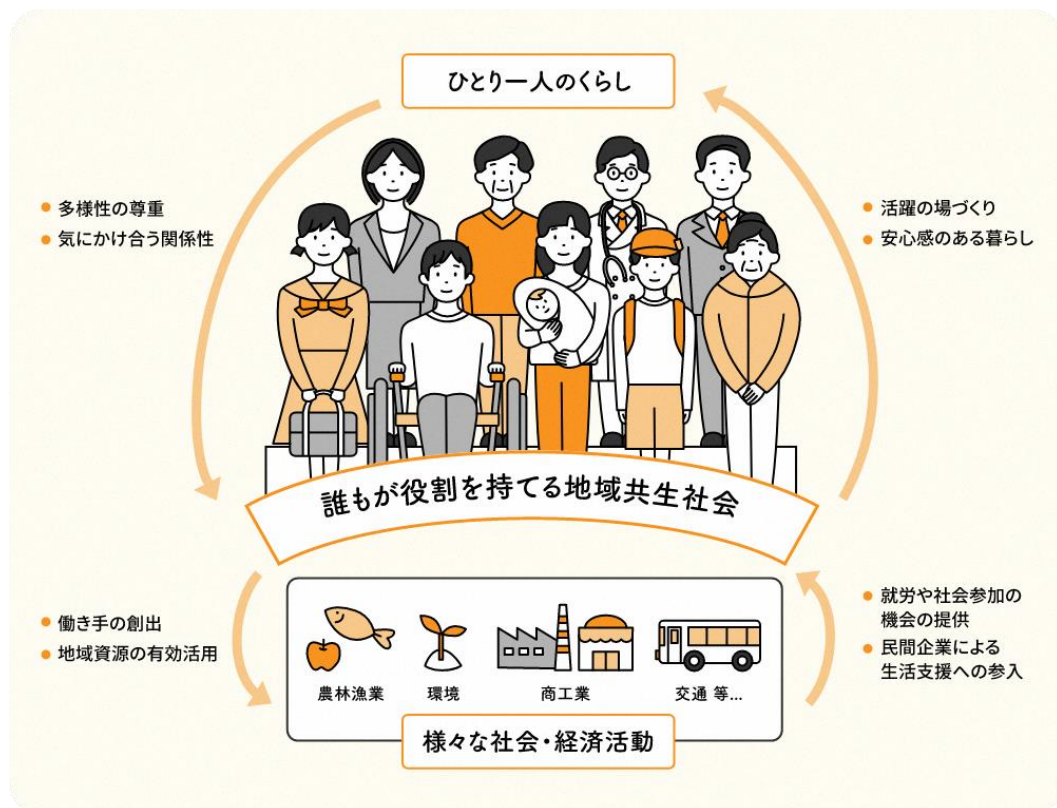
1 基本理念

若い人も高齢の人も障がいのある人も、同じ地域で暮らすみんなが、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、「我が事」として自分ができることを行ってお互いに支え合い、生きがいを持って、元気に暮らしていきける「地域共生社会」の実現が求められています。

この計画の基本理念「ともに生きる明るい未来の那須まちづくり」は、そうした地域共生社会の実現を目標に、誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、協力し合いながら暮らしていくために、地域住民、事業者（企業を含む）、そして行政、社会福祉協議会が連携してまちづくりを進めていくことが重要であるとの認識から定められたものです。

基本理念

ともに生きる明るい未来の那須まちづくり



出典：厚生労働省ホームページ

2 計画の体系

ともに生きる明るい未来の那須まちづくり

基本目標Ⅰ 人と人とのつながりを実感できるまちづくり

- 方針1 福祉課題に参加ができる仕組みづくり
- 方針2 地域における包括的支援体制の推進
- 方針3 支援を求める声を上げやすい環境整備

基本目標Ⅱ みんなで行動へつなげる仕掛けづくり

- 方針1 地域の状況・課題を積極的に把握する仕組みとその担い手づくり
- 方針2 ボランティアの広報・啓発活動の充実と人材育成支援

基本目標Ⅲ みんなで福祉を充実させるための仕組みづくり

- 方針1 こどもの誕生前から幼児期・学童期の福祉と子育て環境の整備
- 方針2 高齢者の方への支援
- 方針3 様々な障がいを持つ方への支援
- 方針4 生活に困窮している方への支援

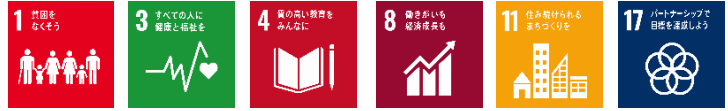
基本目標Ⅳ みんなで安心して快適に暮らせる福祉環境づくり

- 方針1 見守り支援の充実
- 方針2 権利擁護体制の充実
- 方針3 地域ぐるみの防犯活動の推進
- 方針4 移動支援の拡充及び町営住宅確保の支援
- 方針5 災害時の支援体制の充実

第4章 地域福祉施策の推進

第4章 地域福祉施策の推進

基本目標Ⅰ 人と人とのつながりを実感できるまちづくり



方針1 福祉課題に参加ができる仕組みづくり

既存の各相談窓口の周知を図るとともに、横断的な連携が取れる相談体制を充実させます。

現状と課題

『ゆめプラザ・那須』には、「子育て支援センター」や「保健センター」、「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」が設置され、相談・情報提供の拠点として、町役場とともに重要な役割を果たしています。福祉に関する認知度調査においても、これらの施設に関する認知度は向上していますが、「那須町ボランティアセンター」や「フードドライブ BOX」、「ミニフードバンク事業」といった新しい取り組みは依然として認知度が低く、更なる広報活動が必要です。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①住民がどこに相談するかわかるよう、福祉制度や各種相談機関を広報紙や SNS 等で周知を継続します。	保健福祉課
②DX を推進し、多様な形態での各種相談ができるよう環境を整備します。	
③相談内容の理解を深めるため、関係機関との研修を実施します。	
④分野横断的な福祉課題に取り組むための体制を整備します。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容

①福祉に関する相談場所が分かるよう広報紙等で周知します。

社協だよりで相談会等を掲載した数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			4	4	4	4	4
実 績	4	4					

社会福祉協議会のインスタグラムで相談会等を投稿した数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			2	2	3	3	4
実 績	—	1					

住民（地域）の取り組み

取り組み内容

①困ったときに相談する場を把握するよう努めます。

②地域の方や知り合いが困っている時は、声掛けをするよう配慮します。

方針2 地域における包括的支援体制の推進

些細なことでも町民が気軽に相談できる窓口の充実や、相談しやすい環境整備を推進します。

現状と課題

本町でも少子高齢化、地域のつながりの希薄化、核家族化の進展などにより、介護、ひきこもり、経済的困窮、虐待などの生活課題を抱えた世帯は増加傾向にあり、地域住民の支援ニーズが複雑かつ多様化しています。多様化する支援ニーズに応えるためには、分野を超えて様々な関係機関が連携し、包括的な支援体制を整備する必要があります。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①支援につながりにくい方へ訪問等で直接アプローチし、継続的に関わる体制を構築します。	保健福祉課
②社会的孤立状態にある方に、社会とつながれるよう支援します。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容

①不登校児・ひきこもり者等への支援を強化します。

不登校・ひきこもり者家族交流会の開催数及び参加者数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			12	12	12	12	12
実 績	—	12					

居場所（いつものところ）支援の開催数及び参加者数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			24 72	30 90	36 108	36 120	48 144
実 績	—	21 65					

ひきこもり相談会の開催数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			12	12	12	12	12
実 績	—	6					

②社会参加する場の開発に努めます。

社会参加や就労体験が出来る企業等の数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			2	3	4	5	6
実 績	—	—					

住民（地域）の取り組み

取り組み内容

①不登校やひきこもりについて理解を深めます。

②社会参加できる場の確保に協力します。

方針3 支援を求める声を上げやすい環境整備

ニーズに対応するための、包括的な支援体制づくりを推進します。

現状と課題

福祉に関する住民意識調査では、生活の中で困ったことについての相談先は、孤立感が増すにつれて「相談するところがない」「相談するところがわからない」という回答が増加する傾向が見られます。

孤立感を感じている人が安心して相談できる場や必要な情報提供を受けられる場を提供し、その存在を周知していくことが必要です。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①福祉の分野の垣根を越えた包括的相談支援事業体制を構築します。	保健福祉課
②複雑化・複合化した事例を支援するため、多機関協働による支援体制を整備します。	

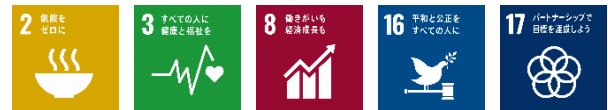
社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容							
①社会福祉法人が地域貢献できる場を設けます。							
社会福祉法人連絡会の開催数							
	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目標			4	4	4	4	4
実績	—	4					
②複合化・複雑化した事例を支援する為、重層的支援会議に参加します。							
重層的支援会議に参加した数							
	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目標			4	4	4	4	4
実績	—	—					

住民（地域）の取り組み

取り組み内容
①地域のつながりが深まるよう、地域行事に積極的に参加します。
②行政や企業、福祉事業所等と協力し地域づくりを共に行います。

基本目標Ⅱ みんなで行動へつなげる仕掛けづくり



方針1 地域の状況・課題を積極的に把握する仕組みとその担い手づくり

互いに支え合いながら生活できる地域づくりを推進します。

現状と課題

地域福祉の推進役として、現在 17 地区の地区社会福祉協議会が中心となり、「小地域福祉活動計画」を策定し、地域の福祉課題の解決に向け、各地区に応じた活動を行っています。

現在、人口減少による自治会の休止や、子ども会や育成会がなくなるなど交流の場が減少しつつあります。また、地域内でも顔や名前を知らないといった地域とのつながりの希薄化が見られ、自分自身で SOS を発信できない方への対応が課題とされます。一方で、法人の協力による福祉教育の取り組みや、小学生との交流による意見交換等も行われている地域もあり、これらの活動の普及とともに地域住民やボランティア、NPO などと協力しながら人材の育成を図っていく必要があります。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①地域の問題・課題の情報収集に努め、地域関係者との連携体制を整備します。	保健福祉課
②那須町まちづくり出前講座において、住民が福祉に対して関心が持てるよう引き続き啓発します。	
③地域福祉活動を推進するため、担い手・リーダーの育成を支援します。	
④企業や事業所と連携し、社会貢献しやすい環境を整えます。	
⑤小地域福祉活動計画の推進を支援します。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容

①小地域福祉活動計画を基本に、地域福祉活動の推進と福祉課題について話し合います。

小地域福祉活動計画の策定数（地区社協）

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			17	17	17	17	17
実 績	18	17					

小地域福祉活動計画推進会議等の開催数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			40	42	44	46	48
実 績	54	39					

②子どもから高齢者までの幅広い世代が地域福祉活動に参加できる機会をつくれます。

高齢者と児童・生徒を含む地域交流事業の開催数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			11	12	13	14	15
実 績	17	10					

③小中学校等で行う福祉教育に参画します。

福祉教育を実施した数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			6	6	6	7	7
実 績	—	5					

④地域との関りを通じて福祉課題の早期発見の体制を強化します。

見守りマップの作成数（地区社協）

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			7	7	8	8	9
実 績	—	6					

住民（地域）の取り組み

取り組み内容

①地域の福祉課題を社会福祉協議会や民生委員・児童委員に相談します。

②近所の住民同士での見守り活動等に参加・協力します。

方針2 ボランティアの広報・啓発活動の充実と人材育成支援

より多くの方にボランティア活動の情報を届けるように努め、幅広い年代の人材育成に努めます。

現状と課題

ボランティア活動について、意識調査では、「ボランティア活動同士の交流機会の不足」や「広報活動の強化」、「活動を支援する資金面でのサポート」が求められています。また、少子高齢化により、「新規のボランティアが少ない」「若者や中年の参加者が少ない」ことも指摘されています。

那須町ボランティアセンターに対しては、「ボランティア活動者の交流会」の開催や「町内ボランティア情報の周知」「活動先の紹介」など、具体的な取組を期待する声が多く挙がっています。

このような状況を踏まえ、ボランティアセンターを中心として、広報紙や SNS 等での啓発活動を充実し、幅広い世代の人材育成と住民ニーズに合ったボランティア講座の開催が必要です。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①ボランティアセンターと連携し、活動の内容等を広報紙や SNS 等で継続して周知をします。	保健福祉課
②ボランティア活動の交流の機会を支援します。	
③ボランティアを育成する講座を支援します。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容

①ボランティアに関する情報を周知します。

ボランティアセンター広報紙の発行回数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			4	4	4	4	4
実 績	4	4					

社会福祉協議会のインスタグラムでボランティアに関する投稿した数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			18	19	20	21	22
実 績	—	16					

②ボランティアに関する講座等を開催します。

ボランティア講座の開催数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			15	15	15	15	15
実 績	23	8					

③ボランティア活動を促進します。

ボランティア交流会の開催数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			1	1	1	1	1
実 績	—	—					

ボランティア登録者数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			25 団体 455 名	25 団体 470 名	25 団体 485 名	25 団体 500 名	25 団体 515 名
実 績	37 団体 578 名	25 団体 427 名					

ボランティアコーディネート数（依頼書数）

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			30	35	40	45	50
実 績	71	28					

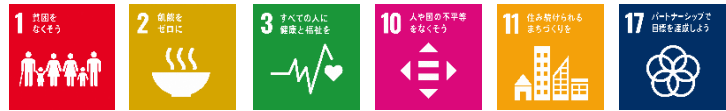
住民（地域）の取り組み

取り組み内容

①自分に合ったボランティアを見つけ、無理のない範囲で活動します。

②地域のニーズに合ったボランティア活動を自ら考え、実践します。

基本目標Ⅲ みんなで福祉を充実させるための仕組みづくり



方針1 こどもの誕生前から幼児期・学童期の福祉と子育て環境の整備

子どもが安心して育つ・育てられる環境の整備を進めます。

現状と課題

子育て中の方の意識調査では、子どもの遊び場の不足や預かり体制の整備不足が指摘されています。一部孤立感を抱えている保護者もあり、地域コミュニティでの交流を促進する施策が必要です。

また、「ファミリーサポート事業」「子育て支援ヘルパー派遣事業」などの子育て支援事業の利便性の向上や子育て支援アプリの内容拡充、保育サービスの充実を求める声も挙がっています。

今後、更に多様化する保育ニーズに対応するため、施設の整備や保育サービスの充実を図っていく必要があります。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①子育て支援アプリ「HapiNASU ダイアリーby 母子モ」を活用し、妊娠中から出産、子育てまでのライフステージに合わせた支援を行います。	こども未来課
②子育て世帯訪問支援事業（子育て支援ヘルパー派遣）を推進します。	
③ファミリー・サポート・センター事業について、ひとり親世帯、低所得世帯等に対し、利用料金を助成し、利用促進を図ります。	
④職員配置の充実等を図り、保育サービスの提供体制を整備します。	
⑤安全かつ安心な居場所の環境づくりと質の向上に取り組めます。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容							
①子育て世帯を支援する為の事業に取り組みます。							
地域応援プロジェクトの開催数及び参加者数							
	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目標			1回 200名	1回 200名	1回 200名	1回 200名	1回 200名
実績	—	1回 188名					
子育て支援センターとの情報共有会の開催数							
	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目標			1	1	2	2	2
実績	—	—					
②子育てに関するボランティアの推進を図ります。							
子育てに関するボランティア講座の開催数							
	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目標			1	1	1	2	2
実績	—	—					

住民（地域）の取り組み

取り組み内容
①ファミリーサポート事業や子育て講座等に積極的に参加します。
②地域みんなで子育て家族をあたたく応援します。

方針2 高齢者の方への支援

高齢者の居場所づくりや活動機会の充実を図ります。また、地域で高齢者を支えるために、地域への啓発及び人材育成を行います。

現状と課題

本町では、令和7年4月には、高齢化率が43.7%、年少人口比率が7.3%と少子高齢化の進行が顕著となっており、8050問題、老老介護やボランティアの高齢化等切実な問題も指摘されています。こうした状況の中、シニアクラブの意識調査では、助け合い活動が必要だと感じている人が86.7%と高い割合を占めており、交流の場で相談できることや生活支援が必要な高齢者がいるという意見が多く寄せられています。また、地域の方が安心して暮らし続けていくためには、「居場所づくりの運営」が求められています。

高齢者が元気に活動できるよう、地域住民の支え合いによる介護予防等への積極的な参加や日常生活支援の推進を図る必要があります。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①那須町生活支援体制整備協議会（なすあった会）において、地域の支えあいを推進します。	保健福祉課
②ふれあいルームや、いきがいサロン事業を支援します。	
③認知症について正しく理解するため、認知症サポーター養成講座を継続して実施します。	
④切れ目のない在宅医療と、介護の一体的な提供体制の構築を推進します。	
⑤高齢者が地域で活発に活動できるようシニアクラブ等の活動を支援します。	
⑥介護者（ケアラー）への支援体制を推進します。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容

①地域の支え合い活動を推進する為、那須町生活支援体制整備協議会（なすあった会）を運営します。

那須町生活支援体制整備協議会の開催数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			第1層6回 第2層6回	第1層6回 第2層6回	第1層6回 第2層6回	第1層6回 第2層6回	第1層6回 第2層6回
実 績	第1層9回 第2層11回	第1層6回 第2層6回					

支え合い活動を推進する為の講座の開催数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			1	1	2	2	2
実 績	—	1					

②高齢者を対象とした居場所（ふれあいルーム、いきがいサロン等）づくりの充実を図ります。

ふれあいルーム開催数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			125	130	135	140	145
実 績	218	120					

いきがいサロン設置数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			12	14	16	18	20
実 績	5	12					

取り組み内容

③認知症高齢者等の見守り事業に参画します。

地域見守り支援事業の実施数（地区社協）

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			6	6	7	7	8
実 績	4	5					

オレンジカフェ設置数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			2	3	3	3	4
実 績	—	2					

④在宅医療・介護の連携推進に協力します。

在宅医療・介護連携推進会議（なすの輪会）への参加回数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			4	4	4	4	4
実 績	4	4					

⑤高齢者が地域で活躍できる機会を提供します。

シニアクラブの会員数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			480	460	440	420	400
実 績	836	510					

※R1～の5ヶ年で年65名程度減少

⑥高齢者の活躍の場を促進します。

シルバー人材センターとの情報共有会の開催数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			1	1	2	2	2
実 績	—	—					

住民（地域）の取り組み

取り組み内容

①自治会等の地域活動に積極的に参加します。

②介護予防活動に参加するなど自身の健康に気を付けます。

方針3 様々な障がいを持つ方への支援

障がいについての理解を深める活動を充実します。また、就労や集いの場など社会参加の機会を提供します。

現状と課題

障がい者の意識調査では、困っていること、不便に感じていることとして「将来に対する不安」が最大の課題として挙げられるとともに、「移動手段」や「介護者の高齢化」も懸念事項として示されています。提案された支援として、「交通手段の充実」や「雇用の充実」、「サービスの充実・切れ目のない支援」などが挙げられ、これらが障がい者の生活環境改善において重要であるとされています。

また、障がいを持つ方への理解のための交流機会が少ないことや、障がい者が集まる場所がないといった意見も出ており、町内で障がい者が暮らしやすい環境を整えるため、「障がい福祉サービスの充実」や「障がいに対する町民の理解促進」が求められています。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①障がい者及び障がい者団体に、福祉サービス等の情報提供を行い、活動や運営を支援します。	保健福祉課
②障がい者自立支援協議会相談支援部会の活動を支援します。	
③障がい者の就労支援についてハローワークや福祉関係機関等と連携を図りながら充実させます。	
④「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、製品の購入・利用を推奨します。	
⑤「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、合理的配慮の提供がされるよう周知徹底します。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容

①障がい者団体は、障がい者が地域で安心して暮らせる環境が整備されるように活動します。

障がい児者親の会の会員数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			27	28	28	29	30
実 績	27	27					

②障がい者が気軽に集える場を整備します。

フリースペース開催数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			4	4	5	6	6
実 績	21	17					

※令和7年度開催数0

住民（地域）の取り組み

取り組み内容

①障がい者についての理解を深めます。

②地域における障がい者との交流の場所づくりに参加・参画します。

方針4 生活に困窮している方への支援

生活困窮者の自立に向けて、地域の協力のもと必要な支援体制を整備します。

現状と課題

生活困窮者の支援制度の開始により、生活保護に至る前の自立支援策の強化が図られ、また生活保護から脱却した人が、再び生活保護に頼ることのないようにする支援をしてきました。

一方、生活困窮者自立支援は多方面に関わるので、福祉関係法の知識が必要であることや、生活困窮の背景には様々な問題があり、どこが窓口となるのかわかりづらいといった意見も寄せられています。

今後、生活困窮者が自立していくためには、制度に基づいた支援だけでなく、自立支援に携わる方のサポートや、複合的な問題を抱えるケースの窓口の明確化や情報共有等ができる場を作っていく必要があります。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①生活困窮者自立相談支援員等により、住宅の確保や就労支援、生活支援等の生活困窮対策を継続します。	保健福祉課
②福祉事務所が実施する学習支援事業への支援を行います。	
③役場内における横断的な部署の連携及び他市町やハローワーク、事業所の多職種と連携し、自立に向け、就労支援や生活支援等を包括的に支援します。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容

①生活困窮者を対象としたミニフードバンク事業等の整備を推進します。

ミニフードバンク配布数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			42	44	46	48	50
実 績	9	38					

②家計の相談・助言を行うとともに、生活福祉資金等の貸付制度が有効活用できるよう支援します。

生活福祉資金等貸付数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			社会 35件 生活 4件	社会 35件 生活 4件	社会 35件 生活 4件	社会 35件 生活 4件	社会 35件 生活 4件
実 績	社会 47件 生活 9件	社会 32件 生活 4件					

※社会：町社協貸付事業（社会福祉金庫）、生活：県社協貸付事業（生活福祉資金貸付）

③就労体験できる場を増やすため、町内の企業に呼び掛け・協力します。

就労体験可能企業数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			1	2	3	4	5
実 績	—	—					

住民（地域）の取り組み

取り組み内容

①生活困窮に関することは早めに町や関係機関に相談します。

②就労体験の場の確保に協力します。

基本目標Ⅳ みんなで安心して快適に暮らせる福祉環境づくり



方針1 見守り支援の充実

生活に不安を抱える世帯の安全と、孤立感の解消を図ります。

現状と課題

現在町では、一人暮らし高齢者に対して緊急通報システムの普及を図るとともに、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関の協力のもと、見守りネットワークの構築や地区社会福祉協議会において、見守り活動が実施されています。

しかし、住民が緊急通報システムやお帰りサポートを知らない、協力員が見つからない、避難行動要支援者名簿が活用されているか不明といった声も挙がっています。また、人口減少に伴い、自治会が休止し、近所付き合いが希薄になっている地域も見られます。

さらに、民生委員・児童委員の意識調査では、民生委員・児童委員の活動は訪問や連絡を通じて支援を行うことが重要な役割を果たしていますが、活動には負担も多く、行政からの支援体制の強化や自治会等との協力・連携が改善点として挙げられます。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①災害時の避難に不安を抱える世帯等の避難行動支援者名簿の更新及び他機関と連携した活用を図ります。	保健福祉課
②高齢者の安否確認を図るため、緊急通報システムの利用促進や電話などによる連絡を継続します。	
③高齢者見守りネットワークの地域活動を推進し、関係機関との情報共有を図ります。	
④認知症高齢者や障がい者の行方不明に対応した、おかえりサポート事業を広報紙や SNS 等で周知します。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容

①地域との関りを通じて福祉課題の早期発見の体制を強化します。（※Ⅱ-1 再掲）

見守りマップの作成数（地区社協）

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			7	7	8	8	9
実 績	—	6					

住民（地域）の取り組み

取り組み内容

①安心安全メールやおかえりサポート事業に登録します。

②日頃から声を掛け合い見守り体制の構築に努めます。

方針2 権利擁護体制の充実

成年後見制度や日常生活自立支援事業（あすてらす）の周知及び利用支援を行います。また、虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。

現状と課題

福祉に関する認知度調査によると、「成年後見制度」や「市民後見人」などの福祉に関連する制度についての認知度は、成年後見制度が 25.7%、市民後見人が 6.8%にとどまり、情報共有や啓発活動が今後の課題となっています。また、あすてらすの専門員が足りないといった声も挙がっており、人材の育成を進めていく必要があります。

虐待については、虐待に対する認識に差があることから、講演会、学習会等を実施することにより理解を深め、周囲の人による専門機関への情報提供や相談ができる環境づくりが重要となります。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①成年後見制度の周知の拡充と利用促進、人材の育成・確保に取り組めます。	保健福祉課
②日常生活自立支援（あすてらす）の周知を行います。	
③那須町成年後見センターの周知を行い、相談機能を整備します。	
④権利擁護に関する講演会や学習会を開催します。（オンラインも含む）	
⑤虐待防止ネットワークとの連携を図り、職員の知識向上に取り組めます。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容

①権利擁護事業の周知と利用を推進します。

日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用者数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			23名	24名	24名	25名	25名
実 績	21名	23名					

住民（地域）の取り組み

取り組み内容

①権利擁護事業について理解を深めます。

②虐待に気づいたら関係機関に相談・通報します。

方針3 地域ぐるみの防犯活動の推進

防犯に対する知識を高めるとともに地域住民による自主的な防犯活動を支援します。

現状と課題

近年、特殊詐欺等の犯罪被害や子どもを対象とした犯罪が増加しています。
 本町では、地区社会福祉協議会で防犯・防災訓練を実施したり、見守りMAPを作成し共有している地区もある一方で、高齢で自治会や社会福祉協議会、コミュニティなどから外れることで、見守りや支援の届かず孤立してしまうのではといった懸念の声も挙がっています。
 誰もが安心して快適な暮らしが送れるよう、防犯に対する意識を高め、住民同士のコミュニケーションや見守りネットワークの充実を図ることが必要です。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①警察や消防など関係機関と連携を図りながら、防犯啓発を行います。	保健福祉課
②民生委員・児童委員などと連携し、訪問時に特殊詐欺等の防犯啓発を行います。	
③各地区の状況に応じた見守り活動を支援します。	
④再犯防止や更生保護の理解を深められるよう周知啓発を行います。	生涯学習課 保健福祉課
⑤再犯防止等に関する取り組みについて、関係団体等の活動を支援します。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容	
①防犯に対する知識を高めるための活動を行います。	
防犯に関する講座の開催数	
	R1 R6 R8 R9 R10 R11 R12
目 標	— — 1 1 2 2 2
実 績	— — — — — — —

住民（地域）の取り組み

取り組み内容
①子どもや高齢者等の見守り活動に積極的に参加します。
②特殊詐欺についての理解を深めます。

方針4 移動支援の拡充及び町営住宅確保の支援

移動に不便のある方や住宅に困窮している方に対し、移動支援の充実及び町営住宅確保の支援の充実を図ります。

現状と課題

本町の公共交通は、JR 及び町民・民間路線バスが運行されていますが、運行便数や路線数が少ない状況に対し、その改善に向けてデマンド型乗り合い交通の充実が図られてきました。しかし、障がい者の意識調査によると、困っていること、不便に感じていることとして、「移動手段」が示されています。また、バス停が危険であることやデマンドの使い方が不明、住民のニーズと合わないなどの声もあり、交通手段の見直しや更なる充実が必要です。

住まいに関しては、家の老朽化が進んでいるが引越す意思や資金がない生活困窮者に対する支援策として町営住宅の整備が望まれます。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①移動に不便のある方が、日常生活に必要な交通手段を確保するため、デマンド型乗合交通等の利便性の更なる向上を図ります。	ふるさと定住課
②住宅に困窮している高齢者や障がい者等に、町営住宅の入居支援を図ります。	
③高齢者や障がい者を対象としたデマンド型乗合交通等の利用促進のために説明会を実施します。	保健福祉課
④NPO 法人や福祉事業所に対し、福祉有償運送の実施を支援します。	
⑤地域住民などのボランティアが移動支援に参画しやすい環境づくりを継続して行います。	
⑥条件を満たした高齢者や障がい者の方へ、福祉タクシー利用券交付を継続します。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容

①デマンド型乗合交通等の利用促進に参画します。

デマンド型乗合交通等の説明会の開催数（地区社協事業時）

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			3	3	3	4	4
実 績	—	2					

②企業や福祉事業所等の車輛を利用した送迎支援を促進します。

企業や福祉事業所等の車輛を利用した送迎支援回数

	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			2	4	6	8	10
実 績	—	—					

住民（地域）の取り組み

取り組み内容

①デマンド型乗合交通等を利用し、改善点などを提案します。

②ボランティア活動を通じて移動支援の取り組みに参加・協力します。

方針5 災害時の支援体制の充実

災害に備えるとともに、災害時において、地域住民が安全に避難し、円滑に助け合いができるよう支援します。

現状と課題

近年全国的に、地震や台風・集中豪雨等の自然災害が増加しており、災害に備えた体制の充実が求められています。

福祉に関する住民意識調査において、地域の課題について住民が挙げた意見では、「災害時支援・防災対策」が最も多く実効性のある具体的な施策を構築することが必要です。

また、防災倉庫の場所や内容が不明、高齢者が SNS や安心安全メール等の受信設定が困難、災害時の要支援者の避難行動ができるか不安といった意見が寄せられており、日頃からの防災設備の点検、連絡体制の整備、支援が必要な人の情報把握・情報共有が重要です。

町の取り組み

取り組み内容	担当課
①日本赤十字社と連携し、災害支援物資を迅速に配布します。	保健福祉課
②災害時のボランティア活動を支援します。	
③災害時に備え、自力で避難が困難な方への支援体制を確保します。	
④災害時に備え、避難に不安を抱える高齢者や障がい者等の見守り活動を支援します。	
⑤自力での避難が困難な方の情報を把握し、関係機関と共有及び連携を図ります。	総務課 保健福祉課
⑥要支援者の避難支援者確保に努めます。	
⑦災害時に備え、必要な情報の周知と訓練を行います。	
⑧発災時には、社会福祉協議会の運営する災害ボランティアセンターとの連携に協力します。	
⑨安全安心メールや LINE の利用を促進し、防災や災害時に必要な情報を発信します。	総務課
⑩地域防災力向上のため、自主防災組織の設立を支援します。	

社会福祉協議会や民間団体の取り組み

取り組み内容							
①災害ボランティアを育成します。							
災害ボランティア講座の開催数							
	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			1	1	1	1	1
実 績	—	1					
②災害ボランティアセンター設置訓練を実施します。							
災害ボランティアセンターの設置訓練の開催数							
	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			1	1	1	1	1
実 績	—	—					
③福祉避難所設置訓練を実施します。							
福祉避難所設置訓練の開催数							
	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			1	1	1	1	1
実 績	—	1					
④災害に備え食料品や日用品等を整備します。							
災害時の食料品や日用品等の整備							
	R1	R6	R8	R9	R10	R11	R12
目 標			食料品	食料品 日用品	食料品 日用品	食料品 日用品	食料品 日用品
実 績	食料品	食料品					

住民（地域）の取り組み

取り組み内容	
①地域の防災対策と自主防災組織の設立に協力し、発災時には災害ボランティアセンターと連携します。	
②逃げ遅れがないよう、普段から近所で声を掛け合い、助け合います。	

第5章 成年後見制度利用促進計画

第5章 成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、権利擁護における重要な手段の1つで、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がい等によって、判断能力が不十分な人が経済的に不利益を受けることなく、また、生活上の不自由さを解消できるようにするためのもので、これから迎える超高齢化社会に欠かせない制度とされています。

国では、「ノーマライゼーション※¹」「自己決定権の尊重※²」「身上保護の重視」等を基本理念として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、制度の環境整備を進めてきました。また、令和4年3月に新たな基本計画として「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。同計画では、市町村の役割として地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置及び運営・市町村長による後見開始等の申立や成年後見制度利用支援事業の適切な実施等、成年後見制度利用促進のための取組の推進等が明記されています。

こうした情勢を踏まえ、本町は、判断能力が十分かどうかにかかわらず、全ての町民が生涯を通じて安心して自分らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、既存の取組や制度、ネットワークを最大限活用することに加え、多様な関係機関との連携を深め、成年後見制度の利用を促進するために「那須町成年後見制度利用促進計画」を策定します。

※1 ノーマライゼーション

子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、お互いが特別に区別されることなく、共に社会生活ができること。

※2 自己決定権の尊重

意思能力が低下した後でも、残された能力を活かして本人が決定することを尊重すること。

2 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神上的障がい等により、判断能力が十分でない方の権利を守り、その人の望む生活や財産を法的に保護するための制度です。

判断能力が十分でない方は、不動産や預貯金等の財産を管理することのほか、介護・障がい福祉サービスの利用時や施設入所時の契約を自分自身で行うことが難しい状況にあります。

また、自分に不利な契約に対しても、よく判断できず契約を結んでしまい、消費者被害に遭ってしまうおそれもあります。

このように判断能力が十分でない方を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理、身上保護や契約行為等の支援を行います。

財産管理：成年後見人が、法律行為の代理権を行使して契約を締結することや、預貯金や収支の管理等を行うことで被後見人の財産上の利益を保護すること。

身上保護：成年後見人が、福祉サービス契約や福祉施設の入所契約など被後見人の身上面での法律行為を行い、被後見人の生活や療養看護を保護すること。

◎成年後見制度の種類

(1) 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、本人や親族等の申立により、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、補助、保佐、後見の3つの類型があります。

- 補助 … 判断能力が不十分。重要な法律行為(※)ができるか危惧がある。
- 保佐 … 判断能力が著しく不十分。日常的な買い物等は自分でできるが、重要な法律行為は自分ではできない。
- 後見 … ほとんど判断できない。重要な法律行為は、自分ではできない。

※重要な法律行為とは、民法で定められた借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、建物の新築や増改築などがあります。

(2) 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人(任意後見人)に、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

3 前計画の評価について

前計画は、令和5年度に策定し、令和6年度から令和7年度の2年間で計画期間として、次のとおり、成年後見制度利用促進のための取り組みを進めてきました。

前計画における基本施策の取り組み状況

◎基本施策1 成年後見制度の普及促進

中核機関である那須町成年後見センターにおいて、成年後見制度の普及促進のため、次の取り組みを実施しました。

- 「成年後見相談会」について、広報那須に掲載するとともに、リーフレットを作成し、配付しました。(R6～R7)
- 町ホームページに、「那須町成年後見センター」のページを開設し、成年後見相談会の周知等を行いました。(R6～R7)
- 令和6年度から令和7年度の各年度に、成年後見制度普及に係る講演会を実施しました。
- 成年後見制度の利用促進を図るため、「成年後見制度利用支援事業(※)」を実施してきました。過去3か年の実施状況は、それぞれ下表のとおりです。
※成年後見制度利用支援事業とは、成年後見制度利用開始を申し立てる親族等がない場合に、町長が親族等に代わって申立てを行ったり、後見人への報酬の支払い能力がない場合に、町が後見人への報酬を助成する事業です。

【成年後見制度町長申立て】

年度	要請件数	申立件数	類型			取扱中止	備考
			後見	保佐	補助		
R4	5	4	4	0	0	0	
R5	8	2	2	0	0	0	
R6	4	3	3	0	0	1	

※令和7年度は事業実施中であるため、集計対象としていません。

【成年後見制度利用報酬助成】

年度	助成件数	助成額(円)	備考
R4	2	52,107	
R5	3	466,846	
R6	4	783,117	申請があったが1件却下

※令和7年度は事業実施中であるため、集計対象としていません。

◎基本施策2 地域連携ネットワーク及び中核機関の体制強化

権利擁護に係る相談窓口を明確化し、町民や支援関係者が安心して相談できる体制を強化するため、次の取り組みを実施しました。

○専門職による「成年後見相談会」を実施してきました。過去3か年の相談受付状況は下表のとおりです。

年度	相談件数 (※1)	類型		相談区分の内訳(※2)		
		成年後見に係る相談	その他の相談	高齢	障がい	高齢・障がい
R4	14	14	0	11	3	-
R5	14	12	2	12	3	-
R6	11	7	4	6	3	2

※令和7年度は事業実施中であるため、集計対象としていません。

※1 相談件数と相談区分の内訳が一致しないことがありますが、1件の相談に複数名が来られたことによるものです。

※2 相談区分の内訳のうち、「高齢・障がい」の複合的な区分での集計は、令和6年度から実施しているため、令和4～5年度の値は「-」と表記しています。

4 計画推進のための基本的な考え方と具体的な取り組み

(1) 基本的な考え方

現在の成年後見制度の利用状況については、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にありますが、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ないものです。

成年後見等の申立て動機としては、預貯金の解約等が最も多く、次いで身上保護のためとなっており、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。

また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、法律専門職の第三者が後見人に選任されることが多くなっていますが、中には意思決定支援や身上保護等の福祉的視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

このことから、本町の基本計画では、障がいや加齢による判断能力の低下などがあっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、権利擁護を支援することで安心して暮らせるまちづくりを目指すものとします。

■ 基本施策

成年後見制度利用促進に向けて、引き続き次の2点を基本施策とします。

◎基本施策1 成年後見制度の普及促進

広報紙等による情報発信や啓発を実施し、成年後見制度の普及促進を図ります。

◎基本施策2 地域連携ネットワーク及び中核機関の体制強化

権利擁護に係る相談窓口を明確化し、町民や支援関係者が安心して相談できる体制を強化します。

中核機関及び協議会を中心として関係団体間のネットワーク構築と連携強化を進め、地域連携ネットワークを強化するとともにチームによる本人支援体制を推進します。

(2) 具体的な取組み

【基本施策1】 成年後見制度の普及促進

方針1 制度の周知啓発

◆情報発信・啓発活動を実施します

中核機関である那須町成年後見センターにおいて、成年後見制度の普及促進のため、制度の周知啓発が図られるよう、広報紙・パンフレット・ホームページ等での情報発信や、出前講座等の実施による啓発活動を通じて、町民に分かりやすく親しみやすい広報・普及啓発に努めます。

◆正しい制度理解に向けた勉強会等への参加を促進します

支援関係者（各相談機関職員・行政職員・施設職員等）に対して、本人の意思を尊重した意思決定支援のあり方等も含め、正しい制度理解に向けた勉強会等への参加を促します。

方針2 成年後見制度利用支援事業の実施

◆成年後見制度の円滑な利用を促進します

現在町では、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、申し立てる親族がない、申し立ての経費や後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度に繋がらない人に対して、町長申し立ての実施、申立費用及び報酬の助成を行うことで制度の円滑な利用を図っています。

引き続き制度を活用して必要な方に必要な支援を提供できるよう努めていきます。

【基本施策2】 地域連携ネットワーク及び中核機関の体制強化

方針1 地域連携ネットワークの構築

◆地域連携ネットワークを構築します

必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、行政・家庭裁判所・専門職団体・民間の団体等が一体的に連携・協力し、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切に必要な支援につなげるための地域連携ネットワークの構築を図ります。

<地域連携ネットワークの持つ3つの役割>

① 権利擁護支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

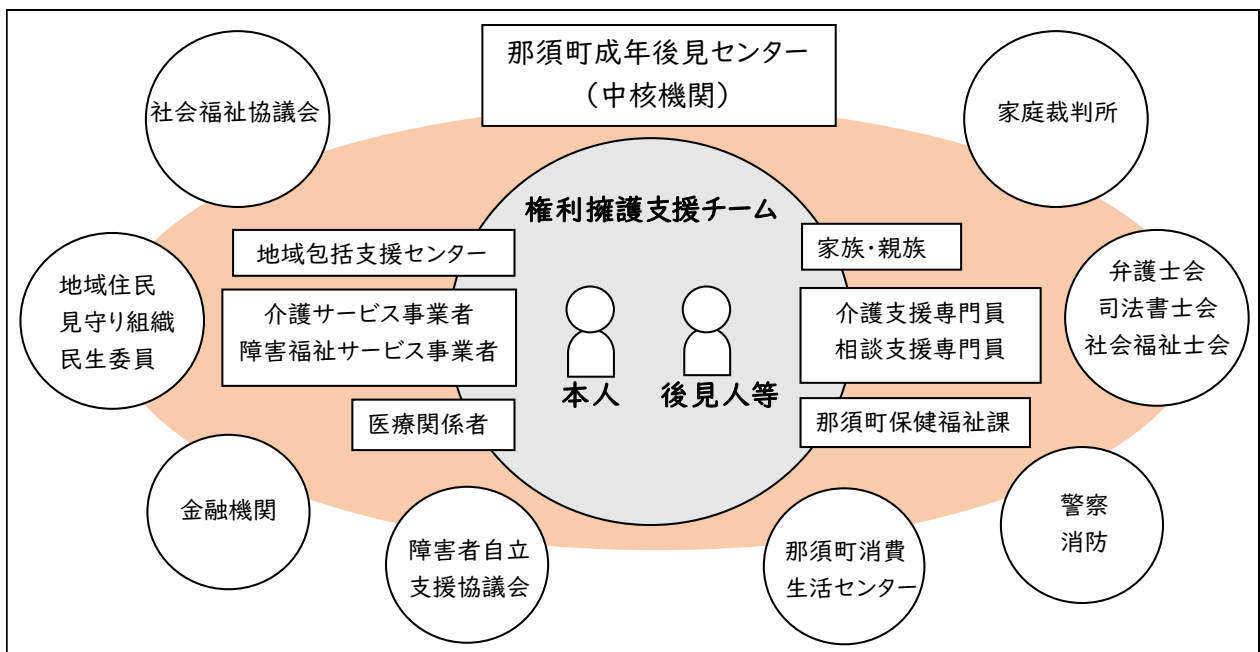
② 早期の段階から相談・対応体制整備

早期の段階から、成年後見制度の利用について町民が身近な地域で相談できる体制を整備します。

③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

(地域連携ネットワークのイメージ図)



方針2 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の強化

◆中核機関の機能を強化します

地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）である那須町成年後見センターについて、那須町の地域の実情に応じた機能強化を進めます。

短期的には広報・相談の機能を優先的に整備・強化することをめざします。

(1) 中核機関の役割

中核機関は、「①広報」「②相談」「③成年後見制度利用促進」「④後見人支援」の4つの機能を有し、これらの機能を果たすために、地域連携ネットワーク内での「司令塔」としての役割、協議会を運営する「事務局」としての役割、チーム支援の「進行管理」を行う役割を担います。また、4つの機能が効果的に働き、後見人等に対して適切な支援環境の整備が行われた際の副次的効果として、「⑤不正防止効果」が期待されています。

本町では、令和4年4月1日より中核機関として那須町成年後見センターを設置・運営していますが、今後、中核機関に求められる4つの機能のうち、①広報、②相談の機能を優先的に整備・強化することとします。③成年後見制度利用促進における受任者調整（マッチング）支援や、④後見人支援業務に関しては、本人にとって望ましい後見人等が選任されるような体制や、意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われるための後見人支援のあり方について、今後、地域連携ネットワークの中で検討していきます。

(2) 中核機関の設置・運営形態

本町の中核機関である那須町成年後見センターは、行政及び地域の様々な関係機関が連携するため、那須町が設置しています。

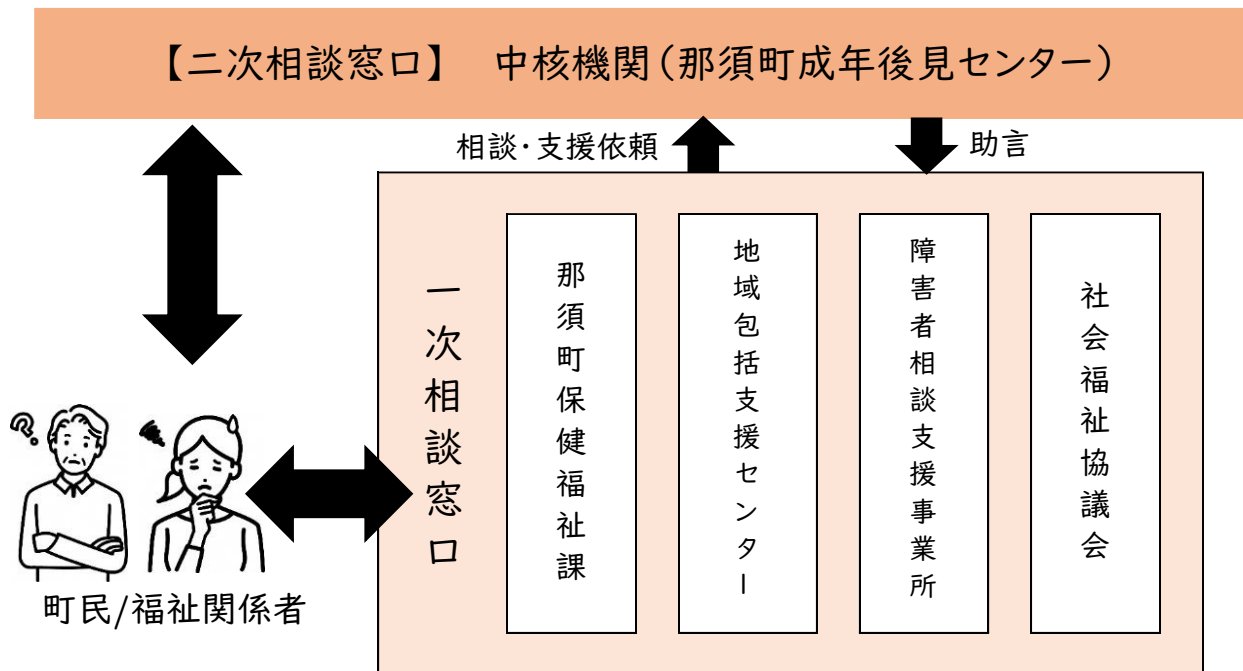
運営については、中核機関が担う機能を適切に遂行できるよう、設置時点では町による直営により行っています。将来的には地域における取組実績や専門的知識を備えた人材の配置状況を踏まえ、事業の一部・全部について、専門的業務に継続的に対応することができる町内の社会福祉法人等へ委託を行うなど、様々な運営形態を検討していきます。

相談は、従来通り一次相談窓口として地域に身近な各機関の窓口において対応し、対応方法の統一化を図るために連携を強化し、スキルアップに努めます。

中核機関は、一次相談窓口として一般的な相談に対応するとともに、二次相談窓口として各相談窓口では対応できない専門性の高い相談について、専門家による相談会につなぐ等、困難事例に対応します。

地域連携ネットワークの役割等	中核機関の役割	実施内容			
		那須町保健福祉課	地域包括支援センター	障害者相談支援事業所	那須町社会福祉協議会
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	①広報	○広報紙等による周知 ○関係者・関係団体・地域住民等への周知	○関係者・関係団体・地域住民等への周知	○関係者・関係団体・地域住民等への周知	○講演会・研修会等の開催 ○広報誌等による周知 ○関係者・関係団体・地域住民等への周知
早期の段階からの相談・対応体制の整備	②相談	一次相談窓口としての対応 二次相談窓口（専門家による相談等）への適切な誘導			
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	③成年後見制度利用促進	○成年後見町長申立（申立費用助成） ○関係機関と連携した後見申立支援を実施	○関係機関と連携した後見申立支援を実施	○関係機関と連携した後見申立支援を実施	○日常生活自立支援事業（あすてらす） ○関係機関と連携した後見申立支援を実施
	④後見人支援	○報酬助成 ○後見人とともにチームとして本人の支援を実施	○後見人とともにチームとして本人の支援を実施	○後見人とともにチームとして本人の支援を実施	○後見人とともにチームとして本人の支援を実施
	⑤不正防止効果	（取組の副次的効果として発揮）			

（権利擁護に関する相談窓口のイメージ）



5 計画の進行管理及び評価

本計画に基づく各施策及び事業については、「那須町成年後見制度利用促進協議会」に毎年度進行状況を報告して進行管理を行うとともに、各施策の効果等の評価を行い、評価結果を踏まえ施策の見直しを行っていきます。

基本施策	具体的な取り組み	評価内容
<p><u>基本施策1</u></p> <p>成年後見制度の普及促進</p>	<p>1.制度の周知啓発</p>	<p>制度の認知度について、適宜アンケート調査等により評価を実施します。</p>
	<p>2.成年後見制度利用支援事業</p>	<p>支援状況及び実績をモニタリングして評価を実施します。</p>
<p><u>基本施策2</u></p> <p>地域連携ネットワーク及び中核機関の体制強化</p>	<p>1.権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築</p>	<p>中核機関・協議会・チームを適切に運営し、事業実施状況に基づき評価を実施します。</p>
	<p>2.地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の強化</p>	<p>制度の広報状況・相談受付状況をモニタリングし、実施状況に基づき評価を実施します。</p>

第6章 ケアラー支援推進計画

第6章 ケアラー支援推進計画

1 計画策定の趣旨

那須町は、高齢者人口が全国平均より早いスピードで増加しており、65歳以上人口は令和7年4月には、43.7%に達しています。それに伴い、介護が必要になる方や高齢者を介護する家族介護者の増加、高齢者が高齢者を介護する老々介護の増加が見込まれております。また、近年精神疾患を抱える方が増加しており老障介護も散見されています。

子ども達を取り巻く状況を見ますと、出生数の減少が顕著であり、依然として少子高齢化が進んでいます。

今後、こうした傾向が一層進展し、核家族化などによって世帯規模が縮小していく中で、一人当たりのケアラーにかかる負担はより大きくなることを見込まれています。

一方、社会においては家族が介護や援助をすることの考え方は様々であり、負担の程度によっては、自身の体調や健康を気遣う余裕がなく心身の健康を損ねたり、介護に専念するため離職せざるを得ず低所得無収入となったりするなど、労働力不足、医療費や介護費の増大等社会に及ぼす影響も大きいと言わざるを得ません。また、「家族による介護が望ましい」といった見方もあるなか、周囲に相談できず悩みや負担を抱え込んでしまうことも懸念されます。

ヤングケアラーに着目すると、子どもが家族の介護や援助を担う背景には、家庭の経済状況の変化や共働き世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化などといった様々な要因があると考えられ、過度な負担や責任を負うことで、子どもらしい成長や学びに影響を及ぼし、将来的に次世代の育成が期待できず社会活力の低下につながる可能性があります。また、支援が必要であっても子ども自身がそのことに気づいていないという自覚の問題などから、支援ニーズが表面化しにくい構造となっています。

令和4年度に県が行ったヤングケアラー実態調査では、小学校6年生の12.0%、中学校2年生の8.2%、全日制高校2年生の5.0%が「お世話をしている家族がいる」と答えており、国の実態調査より高い傾向にあります。

個々のケアラーにとっての「自分らしい暮らし」が確保されるためには、ケアラーに関する町民の認知度を高め、悩みや不安を抱える方を早期に把握し、それぞれの事情に合った相談窓口や支援につなぐことが重要であり、社会資源が少ないなかには特に、福祉や医療、教育などの専門機関のみならず、町民全体が一体となってケアラーとその家族を支える地域づくりを推進していく必要があることから、令和4年3月「那須町ケアラー支援条例」を制定し、この条例のもと、全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に向け、ケアラー支援に関する各般の施策を総合的かつ計画的に推進するため、「那須町ケアラー支援推進計画」を策定します。

ケアラーはこんな人たちです

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: Izumi Shiga



障害のあるこどもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病でほかに何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くに住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

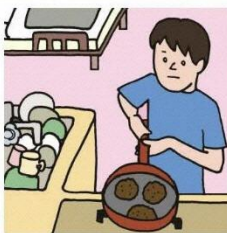


障害や病気の家族の世話をいつも気にかけている

こころやからだに不調のある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人たちのことです。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: Izumi Shiga

2 前計画の評価について

(1) 重点的な取り組みの実施状況

前計画における重点的な取り組みの実施状況は下表のとおりです。

進捗率◎：80%以上達成、○：50%達成、△：30%達成、×：10%未満

重点 施策	施策		令和6・7年度進捗状況	評価
	対象者			
	具体的な内容			
1	施策	ケアラー支援の広報・啓発活動	○町ホームページを作成し PR の実施 (R6・R7) ○ポスター作成、掲示、配布 (R6)	◎
	対象者	町民、関係機関		
	具体的な内容	○啓発媒体を作成し、掲示・配布 ○広報、町ホームページ等にケアラー支援に関する PR		
2	施策	児童生徒へのケアラーに関する講話等の実施	○講話等の実施や家庭への啓発について、具体的方法を検討中 (R7)	×
	対象者	児童生徒、保護者		
	具体的な内容	○児童生徒へ普及啓発(外部講師等へ依頼し講話等を実施) ○児童生徒を通して家庭への啓発(媒体の配布等)		
3	施策	相談窓口を明確化し、周知啓発を実施	○相談窓口をホームページに掲載 (R6・R7) ○専門職(介護支援専門員、相談専門員等への周知) (R6)	◎
	対象者	住民、関係機関		
	具体的な内容	○相談窓口の一覧表等の明示、広報、ホームページ等で周知 ○専門機関へ周知		
4	施策	専門相談機関、支援機関関係者への研修等の実施	○ケアラーのセルフチェックシートの作成、支援者のアセスメントシートの作成及び普及啓発の実施 (R6・R7) ○専門職へ研修会の実施 (R6)	◎
	対象者	専門相談機関の相談員、支援機関関係者等		
	具体的な内容	○ケアラーについて、早期発見・把握・アセスメント等の研修を実施 ○他の専門機関相談員、支援機関関係者との連携強化を図る		
5	施策	学校関係者への研修等の実施	○学校関係者への研修会の実施(全小中学校へ実施) (R6) ○児童・生徒へ実態把握のための生活実態に関するアンケート調査の実施 (R6・R7)	◎
	対象者	教育分野、学校関係者等		
	具体的な内容	○ヤングケアラーについて、早期発見・把握・支援の方法、他機関との連携などについて学ぶ研修等の実施		
6	施策	分野横断的な対応の協議の場の設置	○協議の場の設置について検討中 (R7)	×
	対象者	行政、関係機関		
	具体的な内容	○複合化・複雑化した課題を抱えるケアラー支援について、分野横断的な対応を検討する場を設ける		

(2) 前計画の取り組み状況の評価

前計画における取り組みをみると、概ね計画どおりに実施できている状況となっておりますが、重点施策2「児童生徒へのケアラーに関する講話等の実施」及び重点施策6「分野横断的な対応の協議の場の設置」についての取り組みは、令和7年度に検討を行うこととしているため、今後は効果的に取り組むことができるよう検討していく必要があります。

重点施策1「ケアラー支援の広報・啓発活動」については、町ホームページを作成したほか、ポスターの作成、掲示、配付を実施してきました。令和6年度那須町の福祉に関するアンケート調査結果では、67.2%が「ケアラーを知らない」または「聞いたことはあるが詳しく知らない」という回答でした。また、令和6年度児童・生徒を対象とした生活実態に関するアンケート調査では、小学4～6年生のうち91.1%、中学生のうち59.9%が「ヤングケアラーを知らない」または「聞いたことがあるがよく知らない」という回答でした。これらのことから、広報・啓発活動については十分でないと考えられるため、引き続き広報・啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

重点施策3「相談窓口を明確化し、周知啓発を実施」及び重点施策4「専門相談機関、支援機関関係者への研修の実施」については、町ホームページに相談窓口の一覧を掲載したほか、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員）向けの啓発活動及び民生委員児童委員向けの研修も実施し、周知啓発を図ってきました。支援関係者の間ではケアラーという概念についての理解が広まったと考えられますが、今後は具体的な支援についての連携が必要であることから、引き続きケアラー支援に関する情報発信が必要です。

重点施策5「学校関係者への研修等の実施」については、教職員向けに、ヤングケアラーの理解を深めるための研修を実施したほか、児童・生徒を対象とした生活実態に関するアンケート調査を実施しました。調査の結果、ほとんどの児童・生徒がヤングケアラーについて十分な理解がない状況が明らかになったことから、町内の各学校を訪問し、ヤングケアラーが懸念される児童・生徒についての情報共有も行いました。学校関係者とは、今後もヤングケアラー支援についての連携が必要と考えられるため、引き続き研修等の実施や、効果的な連携について検討していくことが必要です。

また、前期計画での達成を目標としていた具体的な取り組みについて、概ね達成できているものの、「学校関係者等の研修受講」や「分野横断的な対応の協議の場の設置」については、関係機関と連携の上、具体的な検討を深めていく必要があります。

3 今計画の主要課題

前計画は第一期の計画であり、令和6年度から令和7年度までの2年間で重点期間として、普及啓発や、実態把握に重点を置いた取り組みを推進してきました。

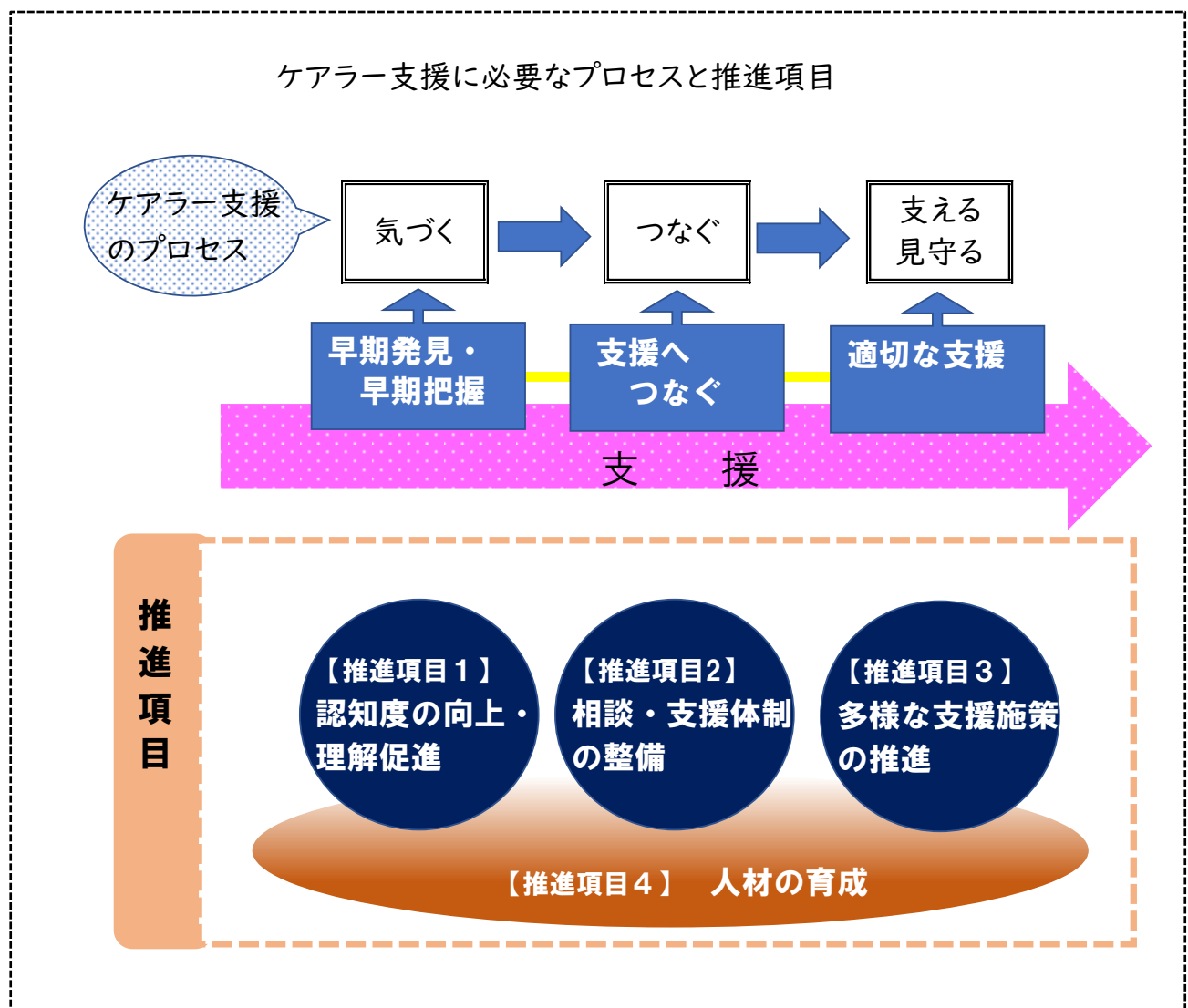
今計画では、ケアラー支援の理解促進・支援のための「人材育成」及び「体制整備」を主要課題と捉えつつ、引き続き次の4つを課題達成のための推進項目とします。

【推進項目1】 認知度の向上及びケアラー支援の理解の促進

【推進項目2】 相談・支援体制の整備

【推進項目3】 多様な機関の効果的な支援施策の推進

【推進項目4】 人材の育成



4 計画推進のための基本的な考え方と具体的な取組み

(1) 計画推進のためのスローガン

条例の概要や基本的な考え方をふまえ、ケアラー支援推進計画を策定し、計画を推進していくためのスローガンを次のとおり定めています。

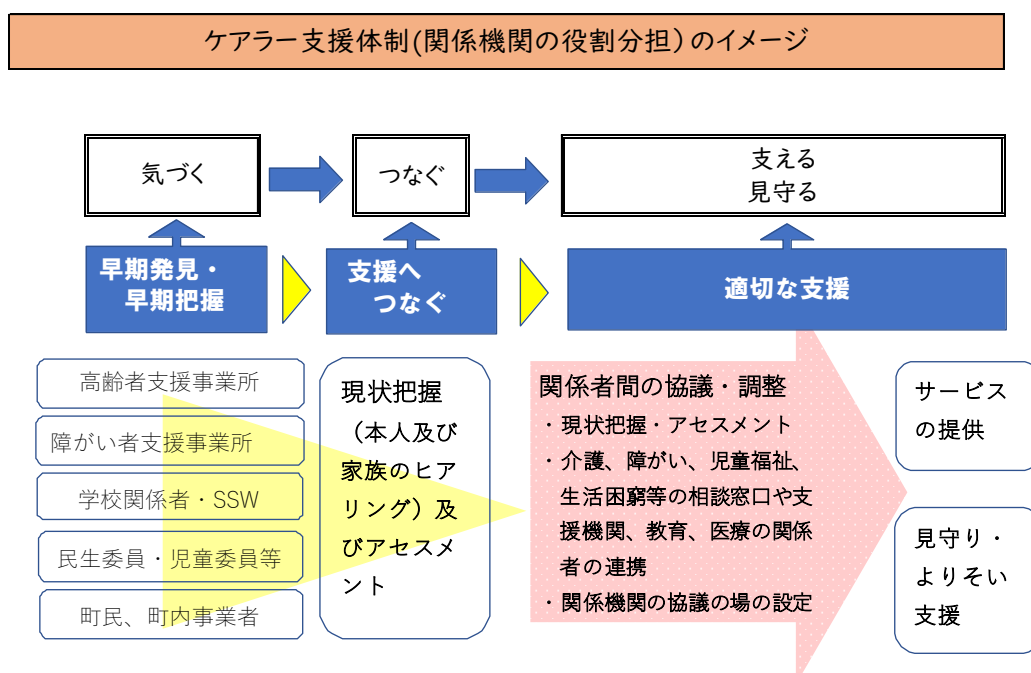
わたしもだいじ あなたもだいじ

スローガンを選定するにあたり、以下の議論のもと選定しました。

- ①一人ひとりの文化や生活、思い等に十分配慮し、ネガティブな先入観や偏見や差別につながらないように配慮し、「ケアラー」「ヤングケアラー」ということばでひとくりにしないよう意識する。
- ②誰にでもわかりやすく、やさしく暖かな印象のある言葉を使う。
- ③「だいじ」ということばには、「大切・大事」の意味に加えて、栃木弁ならではの「大丈夫」と励ますことばの意味がある。

このスローガンには、「あなたも私も、だれもが大切であり、だれもが大丈夫であること」を目指し、計画を推進していくという意味を込めました。

(2) ケアラー支援体制及び関係機関の役割分担（イメージ図）



(3) 具体的な取組み

【推進項目1】 認知度の向上及びケアラー支援の理解の促進

ケアラーは個人の問題だけではなく、社会全体に及ぼす影響が大きく、ケアラーとその家族を社会全体で支えるためにはケアラーの存在や置かれている状況を広く知ることが重要です。

町民をはじめ、事業者、地域の民間団体、学校、ケアラー支援に関わる関係機関などに対して広くケアラーの存在や支援の必要性、ケアラーに気づくための視点、活用できる支援や状況に応じた相談窓口、障害や疾病に関する正しい知識などについて周知・啓発し、又はこれを学ぶ機会を提供することにより、社会全体としてケアラーとその支援に関する認知度を高め、理解の促進に努めます。

特にヤングケアラーについては、児童生徒に対し、学校等でヤングケアラーに関する学ぶ機会の提供を通じて、自身に支援が必要であるという認識を促すとともに、相談支援を求めてもいいこと、相談してほしいということを伝えることにより、ケアラー・ヤングケアラーを相談等につないでいきます。

方針1 ケアラーにおける自覚と自発的な相談の促進

ケアラー自身のおかれた状況を認識・理解し、その改善のために利用可能な支援や相談窓口などの情報にアクセスできるよう、ケアラーに向けた啓発や広報など積極的な情報発信を行うことで、ケアラー自身による自発的な相談を促進します。

特に、ヤングケアラーについては、自身がヤングケアラーであるという認識がない場合も多いことから、学校等において、自身がヤングケアラーであると認識のない児童生徒が、自身に支援が必要だと気づけるような機会を作り、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への相談や支援につなげていきます。

方針2 町民全体における認知度向上・理解促進

町民、関係機関、民間支援団体、学校、事業者などに向けて広く広報・啓発を行うことで、社会全体においてケアラーに関する認知度向上・理解促進を図ります。

方針3 関係機関との連携による啓発活動の推進

関係機関等においてケアラー支援に関する啓発活動を推進するために、様々な啓発媒体の掲示や配布等を実施します。

特に、ヤングケアラーについては、学校等と密な連携のもと啓発活動を実施していきます。

【推進項目2】 相談・支援体制の整備

町内におけるケアラー相談窓口の明確化を図るほか、行政における関係部署や民生委員・児童委員、民間支援団体、教育機関など、ケアラー支援に取り組む多様な関係機関における相談支援機能の充実を図ることにより、ケアラーやケアラーを発見・把握した関係者が相談しやすい環境の整備を推進するとともに、複合的な課題を抱えるケアラーに必要な支援を迅速かつ適切につなぐため、ケアラー支援に関わる多様な関係機関の連携・協力体制の構築を図るなど、地域におけるケアラーの相談支援体制の整備を図ります。

方針1 行政におけるケアラー相談窓口の明確化

ケアラーが自身の相談窓口を容易に把握できるよう、相談窓口を明確にし、その情報を周知させます。

また、複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため関係部署が横断的にスムーズな連携ができるような体制を構築します。その際には、重層的支援体制整備事業等の取り組みを検討します。

方針2 地域におけるケアラー支援の取組みの推進

地域住民の身近な相談相手として、各家庭の状況把握や助言・見守りのほか、必要に応じて行政の福祉サービスにつなぐ役割を持つ民生委員・児童委員、各種ケアラー支援を行う社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等に対し、ケアラー支援の理解促進を図り、早期発見・早期把握、相談支援の提供を推進します。

方針3 学校等におけるヤングケアラーの相談・支援体制の充実

学校等はヤングケアラーと思われる児童生徒を早期に発見し、相談、適切な支援につなげることのできる最も身近な関係機関です。

教職員による、日頃からのきめ細やかな観察、アンケート調査や個人面談等のほか、心配な児童生徒に寄り添い、担任や養護教諭等による相談や学校全体としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携・協力し、組織的に支援を実施します。

また、必要に応じて、学校外の相談機関や支援機関と連携し適切な支援を行います。

方針4 専門的な相談窓口の整備と多様な相談機関による連携強化

地域には、高齢者における地域包括支援センター、障がい者における障害者相談支援専門員、生活困窮者自立支援における相談支援員、子育てにおける子育て支援センター等様々な専門相談窓口があります。それらの専門相談窓口を整備し、相談受付の際には支援が必要なケアラーであるか把握・アセスメントをし、必要に応じて、他の相談機関や支援機関と連携し適切な支援を行います。

【推進項目3】 多様な機関の効果的な支援施策の推進

町におけるケアラー支援においては、高齢、障がい、疾病、教育、生活困窮、子育てなど、ケアラーの個々の状況に応じて既存の施策が適切かつ十分に活用されるとともに、新たなケアラー支援の取り組みの推進など、ケアラーの心身の負担軽減や生活環境の改善を図る多様な支援施策を推進します。

方針1 状況に応じた支援の推進

高齢、障がい、認知症、疾病など、ケアラーが担うケアの対象者の状況は多様であり、必要となる支援もケースによって異なってくることから、ケアラー個々の状況に応じた適切な支援の提供を図ります。

そのためには、相談を担当するものが十分な知識を持ち、他機関との連携を図るよう推進します。

方針2 交流の場・機会づくりの推進

ケアラーは身近に相談できる相手がいない場合、必要なサービスにつながらることなく、一人で不安や負担を抱え込むなど、孤立しやすい状況です。誰かに話を聞いてほしい、介護に関する参考になる情報が欲しいと感じるケアラーが、身近な地域において気軽に参加し、同じような悩みを持つ仲間と交流や相談ができるような機会が必要となります。

そのため、認知症カフェ、ケアラズカフェ、子ども食堂など居場所づくり等の支援を行うことにより、地域でケアラーが参加できる交流の場づくりを推進します。

方針3 関係機関との連携による啓発活動の推進

ケアラーが抱える様々な課題に対し、その状況に応じて適切に対応するためには、複数の関係機関や多職種による連携が重要となります。複雑・複合的な課題を抱えるケアラーの状況を把握し、必要な支援に迅速かつ適切につなぐことができるよう、ケアラー支援に関わる多様な関係機関の連携の強化により啓発活動を推進します。

【推進項目4】 人材の育成

ケアラー支援を適切に実施するために、①早期発見・早期把握（気づき）、②適切な支援へ繋ぐ（つなぐ）、③適切な支援（支える・見守る）のプロセスが効果的に実施されるよう、ケアラー支援に携わる行政や関係機関、学校、地域住民などを対象に、推進項目1から3の実現を担う人材の育成に努めます。

方針1 ケアラー支援関係機関における人材育成

ケアラーを早期に発見・把握し、必要な福祉サービス等につなぎ、切れ目なく適切な支援を提供していくためには、ケアラー支援に関わる関係機関の職員において、ケアラー支援に関する理解を深めることが重要になります。

また、複合的な課題を抱えているケアラーの支援にあたっては、福祉、介護、教育、医療等各関係機関との連携・協力体制の構築が重要となります。

そのため、関係機関におけるケアラー支援の人材育成に取り組むとともに、多様な関係機関相互の連携強化促進に努めます。

方針2 学校関係機関における人材育成

ヤングケアラーの相談・支援には、学校等が欠かせません。そのため、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等学校関係者に対する研修等を行い、ヤングケアラーの早期発見・把握、相談・支援の実施とともに、必要に応じて外部の支援機関につなぐ等適切な支援につなぐことができるよう人材育成に努めます。

方針3 ケアラー支援を担う町民の育成

潜在化しやすいケアラーが孤独・孤立に陥らないよう社会全体で支えていくために、地域住民がケアラーについて理解し、ケアラー支援の担い手として活躍できる地域づくりを推進します。

地域住民や地域活動を行う団体に対して、ケアラー支援に関する取り組みへの機運の醸成を図ります。

5 計画の進捗管理

(1) 計画の評価指標

内容	項目	R12
(1) ケアラーに関する認知度	ケアラーを知っている	70%
(2) ヤングケアラーに関する認知度	ヤングケアラーを知っている(小学生)	70%
	ヤングケアラーを知っている(中学生)	70%
(3) 啓発活動への参加団体	啓発活動参加団体の有無	あり
(4) 専門機関、支援機関関係者等向け研修会	開催回数	1回以上
(5) 学校関係者向け研修会	開催回数	1回以上
(6) 分野横断的な対応の協議の場の設置	設置の有無	あり
(7) ケアラーズカフェ	設置数	増加
(8) 認知症カフェ	設置数	増加
(9) 子ども食堂	設置数	維持

【参考】栃木県におけるケアラー支援の取り組みについて

栃木県では、ケアラー支援特設サイト「とちけあ」を設置し、ケアラーやその周囲の方の役に立つ情報をお届けしています。



**ケアする人を
ひとりにさせない
地域共生社会**

『ケアラー』という言葉を知ったことがありますか？
ケアラーとは、病気、障害、高齢などの理由により活動を困難とする状態、または本人の意思に反し、過度な介護、看護、日常生活上のサポート等の負担を担う人のことです。
ケアラーのうち、18歳未満の若者をヤングケアラーといいます。
ケアする人を孤立させないために、正しく理解することが大切です。
知ること、考えることから始めてみませんか？

令和5年4月 栃木県ケアラー支援条例施行 令和6年3月 栃木県ケアラー支援推進計画策定

全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、安心して生活することができる地域社会の実現を目指して。

相 談 窓 口
一 覧

◎ 栃木県ケアラー支援特設サイト「とちけあ」
右のQRを読み取るか下記のURLを直接入力
<https://tochicare.pref.tochigi.lg.jp>



気づき、支え合える社会へ

栃木県ケアラー支援

↓とちけあへのリンクはこちらから↓



(2) 計画の推進体制

那須町におけるケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、引き続き「那須町ケアラー支援推進協議会」を設置し、計画の推進・進行管理を行います。

実施計画を検討するにあたり、必要に応じて作業部会を設置し、意見聴取や具体的な内容を検討し進めていきます。

また、庁内のケアラー支援施策にかかる関係部署の横断的な「ケアラー支援推進庁内連携会議」を必要に応じて開催し、情報交換・意見調整や各課の連携等を行います。

那須町ケアラー支援推進協議会	目的	町におけるケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図る。
	内容	(1) ケアラー支援に関する基本的方針に関すること (2) ケアラー支援に関する具体的施策に関すること (3) ケアラー支援に関する広報活動及び啓発活動に関すること (4) ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な関係機関の連携体制の整備に関すること
	構成員	ケアラー当事者、保健・医療・福祉及び教育に関する機関並びに団体の代表者等
	開催回数	年2回程度

※ケアラー支援計画の実施における具体的検討に必要な検討を行うため、必要に応じて作業部会を設置する。

ケアラー支援推進庁内連携会議	目的	町におけるケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、庁内のケアラー支援施策に係る情報交換や意見調整等を行う。
	内容	(1) ケアラー支援に関する基本的な計画の検討及び進捗状況の把握に関すること (2) ケアラー支援施策の企画・立案に関すること (3) ケアラー支援施策に関する情報交換・意見調整に関すること (4) その他ケアラー支援施策の推進に関し必要な事項に関すること
	構成員	保健福祉課、こども未来課、学校教育課、その他関係課
	開催回数	必要に応じて開催

第7章 參考資料

第7章 参考資料

1 那須町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和7年3月28日

告示第62号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づく那須町地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定するにあたり、那須町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項の検討を行い、その結果を町長に提言するものとする。

- (1) 福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他福祉計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉に関する機関、団体の代表者
- (3) その他関係団体の代表者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、具体的な実務の検討を行うため那須町地域福祉計画策定委員会作業部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、保健福祉課に置く。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

2 那須町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人那須町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の今後の活動の方針となる地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の案を策定するために、那須町地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 活動計画の調査及び研究に関すること。
- (2) 活動計画の案の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか活動計画の案の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、町の策定する地域福祉計画との整合性を図るため、地域福祉計画策定委員を充て、本会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の案の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を統括し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、活動計画の案を策定したときは、会長に報告するものとする。この場合において、会長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

(作業部会)

第8条 策定委員会に、活動計画に基づく具体的な実務の作業検討を行うため那須町地域福祉活動計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第9条 策定委員会に、活動計画の策定に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、社会福祉関係の専門的な知識、技術及び識見を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、本会において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月4日から適用する。

3 那須町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(那須町地域福祉活動計画策定委員会委員を兼任)

	区 分	氏 名	所 属 名 (職名)	備考
1	保健医療機関関係者	田崎 敬事	那須町医師会 代表	
2	福祉関係者	薄井 高宏	社会福祉法人イースターヴィレッジ 聖園那須老人ホーム 施設長	
3	福祉関係者	小野崎 孝史	社会福祉法人慈生会 マ・メゾン光星 施設長	
4	団体代表者	池田 一	那須町自治会連合会 副会長	
5	福祉関係者	高久 孝	那須町民生委員児童委員協議会 会長	
6	団体代表者	笹沼 健一	那須町校長会 那須町立学びの森小学校校長	
7	団体代表者	新巻 はるみ	那須町女性団体連絡協議会 さわやかネットワーク那須 会長	
8	団体代表者	田代 和雄	那須地区消防組合那須消防署 署長	
9	福祉関係者	津田 博之	那須町社会福祉協議会 事務局長	
10	福祉関係者	荻原 喜茂	那須町自立支援協議会 会長	
11	福祉関係者	山下 里美	那須地区地域包括支援センター係長	
12	福祉関係者	小林 光恵	高原地区地域包括支援センター管理者	
13	福祉関係者	鈴木 元子	子育て支援センター課長補佐兼所長	
14	学識経験者	中村 哲也	国際医療福祉大学医療福祉学部 医療福祉・マネジメント学科 講師	

4 那須町地域福祉計画策定委員会作業部会設置要綱

令和7年3月28日

告示第63号

(設置)

第1条 那須町地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)を専門的に検討するため、那須町地域福祉計画策定委員会設置要綱(令和7年告示第 号)第7条の規定に基づき、那須町地域福祉計画策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次の事項の調査研究を行う。

- (1) 福祉計画の策定手順に関すること。
- (2) 福祉計画に記載する内容に関する事項
- (3) その他福祉計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 作業部会は、20名以内の部員をもって構成する。

2 部員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉に関する機関、団体の代表者
- (3) その他関係団体の代表者
- (4) 行政関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 部員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了した日までとする。ただし、部員が欠けた場合における補欠部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部長及び副部長)

第5条 作業部会に部長及び副部長を置き、部員の互選によりこれを定める。

2 部長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会の会議は必要に応じて部長が招集し、その議長となる。

2 部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 作業部会の事務局は、保健福祉課に置く。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

5 那須町地域福祉活動計画策定委員会作業部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那須町地域福祉活動計画策定部会設置要綱。第8条第2項の規定により那須町地域福祉活動計画作業部会（以下「作業部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 作業部会は、25名以内の部員をもって組織する。

2 部員は、次に掲げる者のうちから那須町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 町内の社会福祉法人及び地域福祉関連の団体等の者
- (2) 行政関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか必要と認める者

(任期)

第3条 部員の任期は、計画の策定作業に係る業務の完了するときまでとする。

(部長及び副部長)

第4条 作業部会に部長及び副部長を置き、部員の互選により選出する。

- 2 部長は、会務を統括し、作業部会を代表する。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会の会議（以下「部会議」という。）は、部長が召集し、その議長となる。

- 2 部長は、必要と認めるときは、部会議に部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 部長は、部会議の結果を策定委員会の委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、本会で処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか部会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月4日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成22年8月1日から適用する。

6 那須町地域福祉計画策定委員会作業部会部員名簿

(那須町地域福祉活動計画策定委員会作業部会部員を兼任)

	分野	氏名	所属(職名)	備考
1	高齢	杉本 賢蔵	那須町生活支援体制整備協議会 会長	
2	高齢	海藤 邦雄	那須町シニアクラブ連合会 会長	
3	高齢	吉田 文枝	那須町民生委員児童委員協議会副会長	
4	高齢	古谷 直子	那須地区地域包括支援センター主事	
5	高齢	吉田 琴英	高原地区地域包括支援センター社会福祉士	
6	障がい	渡辺 節子	那須町障害児者親の会	
7	障がい	菊地 清樹	那須町自立支援協議会作業部会 部会長 (指定相談支援事業所ノエル管理者)	
8	障がい	人見 俊介	総合相談支援事業所ケアサプライ管理者	
9	障がい	松本 幸	那須町保健福祉課障がい者福祉係長	
10	児童	須藤 とよ子	主任児童委員	
11	児童	佐藤 恵美子	那須町伊王野保育園 園長	
12	児童	遠山 京子	那須町こども未来課母子健康係	
13	児童	中根 智子	スクールソーシャルワーカー	
14	生活困窮	磯 明雄	生活困窮者自立支援相談員	
15	生活困窮	宗形 昭典	那須町社会福祉協議会地域福祉係 (あすてらす)	
16	地域	田上 新一	伊王野地区社会福祉協議会 会長	
17	地域	川上 未来	那須町社会福祉協議会 ボランティアセンター係長	
18	地域	近藤 康德	那須町保健福祉課健康づくり推進係長	
19	地域	坂本 知恵	那須町保健福祉課地域支援係	
アドバイザー		中村 哲也	国際医療福祉大学医療福祉学部 医療福祉・マネジメント学科 講師	

7 那須町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

令和5年3月1日

告示第51号

(趣旨)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項の規定に基づき那須町成年後見制度利用促進基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、那須町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項の検討を行い、その結果を町長に提言するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療若しくは福祉に関する機関又は団体の者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は保健福祉課に置く。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

8 那須町成年後見制度利用促進計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	所属・職名	備考
1	荻原 喜茂	那須町障害者自立支援協議会 会長	会長 委員長
2	高野 謙二	那須高原病院 院長	副会長 副委員長
3	大嶋 奈央子	栃木県障害者相談支援協働コーディネーター	
4	竹田 知史	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート とちぎ支部 相談役	
5	福島 久美子	那須町民生委員児童委員協議会 副会長	
6	相馬 一男	那須町自治会連合会 副会長	
7	増子 政秀	那須町消費生活センター 所長	
8	宗形 昭典	那須町社会福祉協議会 主事	
9	吉田 琴英	高原地区地域包括支援センター 社会福祉士	
10	國井 一	那須町 保健福祉課 課長	

9 那須町ケアラー支援推進計画策定委員会設置要綱

令和5年3月1日

告示第50号

(趣旨)

第1条 那須町ケアラー支援条例(令和4年条例第17号)第8条の規定に基づく那須町ケアラー支援推進計画を策定するため、那須町ケアラー支援推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項の検討を行い、その結果を町長に提言するものとする。

- (1) ケアラー及びヤングケアラーの支援の基本方針に関すること。
- (2) ケアラー及びヤングケアラーの支援の具体的施策に関すること。
- (3) その他ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) ケアラー当事者
- (2) 保健、医療、福祉及び教育に関する機関並びに団体の者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

10 那須町ケアラー支援推進計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	区分	所属団体等	役職・職名
1	綱島 博道	ケアラー当事者	高齢者介護者	
2	薄葉 けい子		那須町障害児者親の会	副会長
3	黒田 美知子	医療・保健・福祉 代表	訪問看護ステーション りんりん	代表
4	古谷 直子	福祉に関する機関・団体	那須地区地域包括支援 センター	主事(看護師)
5	菊地 清樹		指定相談支援事業所 ノエル	管理者
6	荻原 喜茂		那須町障害者自立支援 協議会	会長
7	津田 博之		那須町社会福祉協議会	事務局長
8	君 健一郎	教育に関する機関・団体	那須小中学校長会 高久小学校	校長
9	中根 智子		那須町教育委員会	スクールソーシャル ワーカー
10	菊池 雅子	その他町長が必要と 認める者	こども未来課 子育て支援センター	児童家庭相談員
11	国武 桃子		那須町子どもの未来 応援委員会(こども食堂 ザ・テーブル)	委員

11 那須町ケアラー支援推進計画策定委員会作業部会部員名簿

No.	氏名	所属団体	区分	班
1	菊地 清樹	那須町障害者自立支援協議会	障がい者福祉	C
2	稲沢 真希子	那須町社会福祉協議会	地域福祉	C
3	君島 葵	那須町保健福祉課保健センター	地域保健	Y
4	古谷 直子	那須地区地域包括支援センター	高齢者福祉	C
5	吉田 琴英	高原地区地域包括支援センター	高齢者福祉	C
6	田代 大介	学校教育課	学校教育	Y
7	堀江 芙紀	こども未来課子育て支援センター	子育て支援	Y
8	手塚 晴悦	こども未来課子育て支援センター	子育て支援	Y

<班> Y：ヤングケアラー検討班、C：高齢・障がい等の家族介護者(ケアラー)検討班

那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月：令和8年3月

発行：栃木県那須町保健福祉課

住所：〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3番地13

T E L：0287-72-6917

F A X：0287-72-0904

U R L：<http://www.town.nasu.lg.jp/>
